

平成 27 年 10 月 8 日（木曜日）

第 3 回 松 島 町 議 会 定 例 会 会 議 録

（第 4 日 目）

平成27年第3回松島町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（13名）

1 番	澁谷 秀夫 君	2 番	赤間 幸夫 君
3 番	櫻井 靖 君	4 番	（欠番）
5 番	後藤 良郎 君	6 番	小幡 公雄 君
7 番	高橋 幸彦 君	8 番	今野 章 君
9 番	太齋 雅一 君	10 番	色川 晴夫 君
11 番	菅野 良雄 君	12 番	高橋 利典 君
13 番	阿部 幸夫 君	14 番	片山 正弘 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻井 公一 君
副 町 長	熊谷 清一 君
財 務 課 長	舘山 滋 君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井 純 君
町民福祉課長	阿部 利夫 君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間 澄江 君
産業観光課長	阿部 礼子 君
建設課長	中西 傳 君
会計管理者兼会計課長	安部 新也 君
水道事業所長	櫻井 一夫 君
危機管理監兼 環境防災班長	赤間 隆之 君
震災復興対策監	小松 良一 君
企画調整課参事兼 まちづくり支援班長 兼震災復興対策室長	千葉 繁雄 君

建設課参事	赤間春夫君
総務課参事兼 総務管理班長	太田雄君
町民福祉課 町民サービス班長	山口俊江君
教 育 長	小池満君
教 育 課 長	櫻井光之君
教育課参事兼 学校教育班長	児玉藤子君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 進 主 事 阿部友希

議 事 日 程 (第4号)

平成27年10月8日(木曜日) 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議案第113号 平成26年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 〳 第 3 議案第114号 平成26年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 4 議案第115号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 5 議案第116号 平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 6 議案第117号 平成26年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 7 議案第118号 平成26年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 8 議案第119号 平成26年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 9 議案第120号 平成26年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について

- Ⅱ 第 1 0 議案第 1 2 1 号 平成 2 6 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - Ⅱ 第 1 1 議案第 1 2 2 号 平成 2 6 年度松島町水道事業会計決算認定について
 - Ⅱ 第 1 2 議案第 1 2 5 号 工事請負契約の締結について（提案説明）
 - Ⅱ 第 1 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第3回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町北小泉—————ほか1名でございます。

本日の議事に入る前に、10月1日に就任いたしました松島町副町長からの発言の申し出がありますので、これを許します。副町長。

○副町長（熊谷清一君） 改めまして、おはようございます。

今定例会の初日であります25日に、9月25日に皆さんの同意をいただきました。大変ありがとうございます。

私は、9月30日をもちまして、職員、昭和53年に入りましたけれども、37年と6カ月間を過ごさせていただきました。そして、10月の1日に町長より辞令をいただきました。大変重く感じております。これからは今までと違った立場になるわけですが、町長の補佐役として町政に携わっていきたいと思います。どうぞ、議員の皆さんのご意見、ご指導、ご協力、よろしくお願い申し上げます。簡単でありますけれども挨拶とさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 本日の議事日程等は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、2番赤間幸夫議員、3番櫻井 靖議員を指名いたします。

日程第 2 議案第113号 平成26年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

日程第 3 議案第114号 平成26年度松島町一般会計歳入歳出決算認定につい
て

日程第 4 議案第115号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決
算認定について

日程第 5 議案第116号 平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 6 議案第 1 1 7 号 平成 2 6 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 1 1 8 号 平成 2 6 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 1 1 9 号 平成 2 6 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第 1 2 0 号 平成 2 6 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 0 議案第 1 2 1 号 平成 2 6 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 1 議案第 1 2 2 号 平成 2 6 年度松島町水道事業会計決算認定について

○議長（片山正弘君） お諮りします。日程第 2、議案第 113 号から日程第 11、議案第 122 号までは一括議題としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

議案第 113 号から議案第 122 号については、平成 26 年度決算審査特別委員会に付託し、既に審査が終了しておりますので、特別委員長の審査報告を求めます。高橋幸彦議員、登壇の上、お願いします。

〔決算審査特別委員会委員長 高橋幸彦君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（高橋幸彦君） 平成 26 年度決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会は 9 月 29 日に設置され、9 月 30 日、10 月 1 日、2 日、5 日、6 日、7 日に審査を行いました。

審査場所は、当議場でございます。

また、10 月 1 日には東浜地区避難道路整備事業の調査ほか 10 カ所の現地調査を行いました。

説明員は、町長、副町長、教育長、課長、班長等及び説明補助員の皆さんでした。

審査の結果について、ご報告いたします。

議案第 113 号平成 26 年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、可決すべきものと決せられました。

議案第 114 号平成 26 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決

せられました。

議案第115号平成26年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第116号平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第117号平成26年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第118号平成26年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第119号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第120号平成26年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第121号平成26年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第122号平成26年度松島町水道事業会計決算認定については、認定すべきものと決せられました。

なお、審査の結果における意見は、12項目になっております。

読み上げさせていただきます。

平成26年度決算審査特別委員会報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次の意見を付して報告いたします。

付託事件、議案第113号平成26年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第114号平成26年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第115号平成26年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第116号平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第117号平成26年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第118号平成26年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第119号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について、議案第120号平成26年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について、議案第121号平成26年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第122号平成26年度松島町水道事業会計決算認定について。

2、審査内容。所管に属する事項（各款、項、目、節）であります。

3、審査期日は、平成27年9月30日、10月1日、2日、5日、6日、7日の6日間でございます。

審査場所は、当議場でございます。

現地視察は、記載の11カ所。

出席委員は記載のとおりでございます。

審査意見として、まず総務課所管。

交通安全指導員について。

交通安全指導員の役割には大なるものがあるが、近年、高齢化の進展とともに退任者が続き、定員割れを起こしている。本年、1人の女性隊員が任用されたが、それでも定員25人の枠に10人と、その活動に支障を来す状況である。事故のない安全なまちづくりを目指し、元気な定年退職者などに向け、積極的な募集活動を行うことを望む。

防犯指導隊について。

防犯指導隊は、松島28人、磯崎16人、手樽21人、北部26人、初原32人と各地区それなりの人数を確保している。人口密集地の高城地区は解散したままで、ボランティアの方々にお任せしているというが、再結成が望まれる。また、役割上、各地区情報の共有が望まれるが、議会からの再三の要請にもかかわらず、いまだ横の連絡網ができていない。あわせて、隊員の待遇改善を求めるものである。

町民バスについて。

町民バスの関係費用が3,250万円強となっているが、利用者は減少している。高齢化が進み、玄関から玄関までが望まれる中、通学や児童館へのアクセスなど、子育てでも利用しやすい交通体系の改善が求められている。交通弱者の足としてデマンド交通方式など抜本的な交通体系の見直しが望まれる。

防災情報の伝達について。

防災無線の難聴が指摘されて久しいが、伝達媒体として災害緊急速報メールの普及が注目されている。しかし、町内の登録者数は1,809人と人口の12%ほどである。各個人が登録するよう一段の広報活動を求める。同時に、防災ラジオ等の戸別受信機の採用も検討すべきである。

財務課所管。

松島区外区有財産特別会計について。

区有財産の整理については、長年にわたり議会が指摘してきたが、いまだに解決に至ってい

ない。平成27年1月23日に国より統一的な基準による地方公会計の整備促進が示され、平成27年から29年度のおおむね3カ年で統一的な基準による財務書類などの作成が求められており、さらにおおむね5カ年の間には必ず作成するものとなっている。よって、町としては平成28年度当初予算に財産の整理及び財務書類の作成を含んでの業務委託を予算計上したいと考えている。期間は、平成30年度末までの3カ年で作成し、区有財産特別会計廃止へ向かいたいと思っているとの説明を受けたが、その確実な実行を強く望むものであります。

町民福祉課所管。

特定健康診断について。

特定健康診断受診者数が、その目標、対象者の52%、3,183人を大幅に下回る1,520人、目標の47.4%と結果が報告された。不用額も35%強の467万円余となり、昨年実績にも届かずに終わった。健康維持・増進、病気の早期発見がこの制度の目的であり、高齢化が進む中で通院者をどう扱うかなど根本的原因の追求とともに、受診効果のメリットを広報されるよう望む。

保育所などの環境改善について。

施設の老朽化が進む中、幼稚園でも3歳児入園が始まり、子供目線での施設のあり方が問われている。トイレ、建具など積極的な改善対策を望む。さらに、保育士の確保が難しくなっているので、処遇等の改善を行うべきである。また、延長保育に関する保護者の要望は子育て支援の真髓と心得、積極的な受け入れ体制が望まれる。

産業観光課所管。

本町の農業施策について。

認定農業者、集落営農組織への農地の利用集積が図られたが、離農は増加の一途にあり、米価が下がり、後継者のいない中、2市3町で最も農地面積を保有する松島町の農業をどう守るのか。町独自の施策を展開するよう望む。

建設課所管。

国道45号の改修について。

震災復興事業に係る国道45号の松島海岸通りの改修工事設計に当たっては種々の案があると考えられるが、この際、交通渋滞原因の1つとなっている荷物の搬入による駐停車の問題（禁止、時間の制限など）を提起し、解決が図られるよう求める。その際には関係者とも十分に協議することを望む。

教育委員会所管。

野外活動センターについて。

野外活動センターの利用者の多くは学生などの若者たちである。その活動の中心となる円形広場はキャンプ場でもあり、排水と整地の不備を長年指摘してきたが、いまだに整備されていない。使用料を徴収している以上、喜んで利用されるセンターとすべく、早急に改善するよう求めるものであります。

各課共通として。

不納欠損について。

監査意見書においても指摘されているが、安易な不納欠損が行われている。特に介護保険特別会計においては2,200万円余が不納欠損されており、10年間の放置期間に啞然とするものである。介護保険特別会計以外においても、平成26年度決算において不納欠損を実施しているが、今後はこのようなことがないように、職員は気を引き締めて収納対策をすべきである。

全般にわたりまして。

平成26年度の新生児は66人と報告されました。一方で、高齢化率は34%となり、県内他市町よりも少子高齢化が進んでいます。新体制の中、職員一丸となって町の活性化へ向けたアイデア創出を図り、積極的な取り組みを望みます。

以上で審査報告を終わります。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦委員長、大変ご苦労さまでした。

お諮りします。質疑は省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

議案第113号平成26年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論に入ります。

討論参加ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第113号について採決に入ります。

委員長報告は可決すべきものであります。本件を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第113号平成26年度松島町水道事業

会計未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決いたしました。

議案第114号平成26年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。本件について反対の方の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

それでは、議案第114号平成26年度一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論を行いたいと思います。

この決算認定に当たりまして、特別委員会等からも、ただいま特別委員長のほうから読み上げていただいたように、たくさんの意見が出ております。私はそれらも含めて平成26年度の決算認定に反対をするものであります。

私は、昨年の一般会計の決算認定の討論で、安倍首相が日本経済は回復に向かって動き始めた、回復軌道にあると宣伝しながら、人口減少と超高齢化を盾にとって持続的・安定的な経済へ必要な改革を行うということを言って、高齢者を中心にまたも医療や福祉、年金など社会保障の一層の削減、さらにはT P P、消費税増税、雇用ルール破壊などを狙っていると申し上げました。

また、アベノミクスがもたらしたものは富裕層や企業への税制の優遇や株価の上昇であり、庶民には円安誘導と消費税増税による物価上昇であり、雇用状況が改善しているといっても正規社員の減少の一方で非正規雇用など不安定雇用の増大となっており、景気回復の実感からはほど遠いものと申し上げたところであります。今なお消費税増税による景気低迷は続いておりますし、最近ではG D P 600兆円、あるいは1億国民総活躍、こんな柱も掲げつつ、花火を上げつつ国民をだますアベノミクスが続いていると言わなければならないと思います。

さらに、集団的自衛権など憲法クーデターとも言うべき一内閣による解釈改憲を進め、福島原発事故の原因の解明もないまま、原発再稼働と輸出を推し進める強引なやり方の安倍内閣のもとでは、地方自治そのものも大きくゆがめられることは必至であると申し上げましたが、今、国民の多くの反対の声や議論を尽くせの声を無視して集団的自衛権を容認する安保法制、いわゆる戦争法案が国民の民意とはねじれたまま押し通され、T P Pの大筋合意に至るなど民意からかけ離れた政治が行われております。

私は、このような国の言うままに従う町政のあり方には賛成できません。新たに町長になられた櫻井町長には、地方自治体の長として、町のトップとして町民の思いをしっかりと受けとめ、暮らし、福祉を守り、充実させるという立場で国・県にその思いを届けていただきた

いと期待するものであり、初めに町長にはこのことをお願いし、平成26年度一般会計の決算に当たっての幾つかの点を指摘をさせていただきます。

まず、東日本大震災から4年余りが経過し、避難場所や避難施設が完成してきております。避難道路や防潮堤、小石浜沢川や高城川堤防のかさ上げ工事なども目に見える形で進捗をしており、一日も早い完成を期待するものであります。

また、被災された皆さんの生活再建に向けて復興支援住宅促進事業や被災住宅再建支援事業が取り組まれ、さらには災害公営住宅が完成し、入居者への引っ越し費用の支援などが講じられたことは被災者の生活再建に大きく貢献したものであると思います。その点で、この間の町の復興に力を注いできた職員、災害派遣で力をかしていただいている皆さんに感謝を申し上げたいと思います。そして、復興・防災対策が一日も早く完了し、松島町が掲げた「復興から貢献へ」という目標へ向けて進むことを願うものであります。

震災関連以外の26年度決算でまず申し上げたいのは、決算書類の附属である主要施策の成果説明が、担当課によつての違いはあるものの、成果説明の充実に向けた努力の跡がうかがえるということであります。今後も職員の皆さんの努力の跡がしっかりと記録されるよう望みたいと思います。

次に、民生費で、子ども医療費助成制度について、27年度から入院、通院ともに中学校卒業まで制度拡大することが表明され、さらに27年度から第五幼稚園を皮切りに順次、各幼稚園で3歳児からの受け入れが実現することも父母から歓迎されるものと思います。また、教育費では心のケア、不登校対策事業が町独自の施策として実を結び、にかほ市との交流を通じた指導力向上や学力向上対策、教育補助員の配置による学びの体制充実などが図られているということでありました。今後ともその充実を図り、「教育するなら松島」の名を得られるよう期待するところであります。

次に、問題点として改善を求めたい点であります。

平成25年5月にいわゆるマイナンバー法が成立をし、26年度はこれを可能にするためのシステム構築の事業が本町でも始まりました。マイナンバーは税と社会保障の個人情報を一括管理し、徴税強化や給付削減を狙うものであり、権力によるプライバシーの侵害、個人情報漏えいも懸念されるものであり、その導入には反対であります。けさのニュース等を見ても、既にマイナンバーにかかわる詐欺なども発生しているということであり、本当にこうした制度が実現しないようにさらに求めていきたいと思います。

次に、毎年申し上げているわけではありますが、職員の皆さんの働き方の問題、とりわけ臨時

職員の皆さんの処遇改善についてであります。提出いただいた資料によりますと、臨時や非常勤の時給賃金の方だけでも26年度、140人の方がおります。27年度には148人と毎年増加していることがうかがえます。正規職員とほぼ同数の臨時職員の方々が同じような質、あるいは量の仕事をしているにもかかわらず賃金で格差があるほか、夏冬の一時金を初めとする諸手当も不十分な状況に置かれております。一般職職員が行政事務補助を行った場合の時給は25歳で1,077円、臨時職員の750円を300円以上上回り、1日勤務したとき2,500円以上の格差が生まれるのであります。これでは福祉の向上を目指すべき行政機関が貧困をつくり出す先陣を切っているようなものであります。同一労働同一賃金の原則に立って臨時職員の賃金体系を見直し、子供を産み、育て、文化と教養を身につけ、人間らしく生きられる賃金の保障を求めるものであります。また、正規職員の充足も考えていくべきであります。

次に、町民バスの問題でありますが、この町民バスにつきましては、当初交通空白地域の交通確保として実施されてきましたが、町の高齢化が急速に進むもとでバス停に歩いて行くのも大変という声が出てきていました。こうした声は、いわゆる交通空白地域のみならず、町の南部地域である高城、磯崎、海岸でも高齢者の足の確保が欲しいという声になってあらわれていますし、子供たちの通学の利便性をもっと高めてほしいという声にもなっています。これまでこうした声に応えるため、デマンド交通システムを初めとする町の新たな交通体系を求めてきたところでありますが、これまで検討された形跡もなく残念であり、早急に検討されることを求めるものであります。

税の徴収では、本町の徴税技術は高いものと思っております。町民の生活実態を把握した上での徴収に努めるべきであり、多賀城市や七ヶ浜町などと同様に県の滞納整理機構には参加すべきではないと申し上げてきましたが、27年度以降も引き続き機構に参加していることは残念であります。

民生費においては、生活保護を受給されている方が26年度末、134世帯、213人ということであります。保護世帯の多くは高齢世帯と見られますが、教育振興費、小学校における要保護人員は11人であります。国は、平成25年から27年度において670億円の生活扶助費の削減を進めており、26年度では260億円を削減したと考えられます。提出いただいた資料によれば、26年度と27年の対比ではありますが、40代夫婦と小中学生の子供2人で1.5万円もの減額となっています。子供を持っている若い世代ほど減額が大きいことが資料から読み取れ、子育てを言いながら真逆の結果を出す自民・公明政権の政策には怒りを覚えるものであります。

保育所費では、保育に当たる正職員が15名に対し、臨時・非常勤職員が時間換算で22人とな

っております。しかも、保育士の資格を持たない臨時・非常勤の補助員がそれぞれ7人、1.5人で、本町の保育行政を支えていることになります。安心して子供を預けられる保育体制と言えるでしょうか。特別委員会の審査意見にもあるように、施設の老朽化への対応とともに乳幼児に直接触れ合う保育士の体制強化、職員の充実も求めたいと思いますし、本郷保育所のあり方も再度検討されることを、本郷保育所じゃありませんね、高城保育所分園のあり方も再度検討することを求めていると思います。

高齢化の進展により、農村地域では地域の草刈りも困難な状況に追い込まれつつあります。町道の草刈りや大雪時、町道の除雪はもちろん、国道や県道などの歩道を初め、通学路の除雪も大変重要であります。危険な車道を歩くことのないよう力を尽くしていただきたいと思っています。

松枯れ対策について危機意識を持って取り組まれないと申し上げてきましたが、いまだに拡大の一途と言わなければなりません。総括質問での答弁のとおり、松島湾を取り巻く市町村との連携、県はもちろん、国への働きかけをこれまで以上に期待するものであります。

福島原発事故は収束をしておらず、事故原因すら未解明、いまだに汚染水の垂れ流しが続いております。本町は女川原発から30キロないし40キロ圏に位置しており、福島県でいえばほぼ全村避難を余儀なくされた飯舘村と同じような位置に相当します。原子力災害における過酷事故を想定した場合、全町避難を想定しないわけにはいきません。地域防災計画でもこうした想定に基づく計画が求められるのではないのでしょうか。

最後に、農業・農村では、米価が市場競争の中に投げ込まれ、再生産が保障されない価格のもとで離農と高齢化が進み、農地の集積政策が推し進められ、離農に拍車がかけております。26年度はそうしたもとで米価が暴落し、大規模耕作者ほどその影響が大きかったと言わなければなりません。しかも、これに拍車をかけたのが安倍政権のもとで廃止をされた直接支払交付金の半減であり、本町では25年と比較して4,000万円もの交付減となり、農家を一層苦しめるものとなりました。本定例会中にはT P P交渉が大筋合意と報じられるなど、家族的農業経営の破壊と農村集落の崩壊、環境保全、景観保全は一層厳しいものとなっていくと言わざるを得ません。国民の安全な食料確保を考えるならば、食料を外国に依存することを前提とする現在の農政のあり方こそ歯どめをかけるべきであり、国の施策をそのまま受け入れているばかりでは松島町の農業は衰退するばかりであります。米価の補償など直接農家の懐を温める具体策が検討されるべきでありました。

農業や漁業など一次産業こそ人の生活の土台であり、産業の土台であります。改めて家族的

農業経営、日本的農業経営が果たしてきた食料の持続的生産や環境保全などの役割を見直し、地域再生をすることが求められていると申し上げ、平成26年度一般会計決算認定に当たっての反対討論といたします。終わります。

○議長（片山正弘君） 次に、本件に賛成の方の発言を許します。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 1番澁谷でございます。

議案第114号平成26年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論に参加いたします。

一千年に一度の未曾有の災害となりました東日本大震災に見舞われてから3年を経過して迎えた平成26年度は、官民が一体となって震災の復旧・復興に取り組んできた1年と言えます。そのたゆまぬ推進が実を結びつつ、復旧・復興の道筋が見え始めた年度でもあります。

さて、松島町の平成26年度一般会計の決算額は、歳入総額238億8,736万9,000余円、歳出総額が158億1,114万6,000余円となり、歳入歳出差引額から翌年度への繰越財源を除いた実質収支額は43億1,222万余円の黒字となっております。また、収入率におきましては、予算額及び調定額ともに前年度より増加しており、歳出の執行率も前年度を上回っております。

また、松島町監査委員による平成26年度普通会計財政健全化の審査結果は、おおむね健全のうちに推移しているものと認められておるところであります。

総合的内容としましては、企画課を中心として長期総合計画、第三次基本計画の推進のため、復興計画と連携しながら各事業の推進を図られました。主な事業の成果を見てみますと、企業誘致に関しましては、東北放射光施設の誘致に向け、協議会を立ち上げ、町民挙げての誘致促進に力を注がれました。

震災復興推進におきましては、資材、働き手不足があつて工事契約がなかなか進まない中、復興計画の早期具現化に向け推進を図られました。

子育て支援に関しましては、待望されていた児童館の建設を行っております。子育て支援の中枢として今後、大いに期待されるところであります。

商業振興におきましては、松島復興支援プレミアム商品券の発行を行い、地域経済の活性化に大きく寄与いたしました。

観光振興に関しましては、「再発見！松島“湾”ダーランド構想」による松島湾岸地域3市3町との連携により交流促進につなげております。

災害公営住宅につきましては、華園地区に40戸が完成し、27年4月、新しい生活が開始されております。

また、体育施設におきましては、アトレ・る Dome が整備され、雨天時の運動機会の確保と交流拡大の環境が整いました。

以上申し述べました観点から、平成26年度一般会計は住民のために執行されたものと認めつつ、かつ復興事業の確実な事務執行を目指し、これまで以上に各課が連携し、各種施策や事業が完遂されることを期待し、賛成の討論といたします。終わります。

○議長（片山正弘君） 他に討論参加ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第114号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数であります。よって、議案第114号平成26年度松島町一般会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決定をいたしました。

議案第115号平成26年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。本件について反対の方の発言を許します。8番今野議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

議案第115号平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に、反対の立場から討論を行います。

平成26年度の国民健康保険の加入世帯は2,395世帯で、そのうち法定減免を受けている世帯は7割軽減で739世帯、5割軽減で321世帯、2割軽減で259世帯の合計1,319世帯、加入者の55%が軽減措置を受けなければならない世帯で構成をされております。

また、国保税の滞納状況を見ますと、現年課税分で2,938万6,195円、繰越分で1億4,861万7,752円の滞納となっており、26年度までに徴収困難となった1,860万6,331円の不納欠損処理を行って、26年度末の国保税の滞納総額は1億7,800万3,947円となっております。

滞納の主な原因は、現年分の町県民税や固定資産税、国保税など税全体の滞納人員774人中、低収入が190人、24.5%と最も多く、次いで営業不振101件、13%などが主なものとなっており、国保税における滞納原因もこれらの傾向が反映しているものと思われます。

所得段階別の加入状況を見ますと、所得ゼロの者が加入者全体の29.1%を占め、所得100万

円以下までの加入者は56.4%となり、6割近い方々が所得100万円以下という状況であります。加入者の多くが低収入であるということがはっきりとするかと思います。

国保は、産業構造がこの間、大きく変化をし、高齢化が進む中で、年金生活者の方々や非正規労働者、失業者などの無職者の割合が高くなってきておりますが、本町でも60歳以上の加入者が55.7%で加入者の高齢化が如実にあらわれており、ほぼ半数が年金生活者で構成されていることとなります。年金生活に移行し、収入が減る一方、多くの病気を抱え始める年代でもあり、それは高過ぎる国保税の滞納、収納率の低下となってあらわれます。この状況を見れば、国保がいかに脆弱な基盤の上に成り立っているか、あるいは公費負担によって支えなければ成り立たない制度であるかがわかるかと思います。

しかし、国のほうでは今から約30年ほど前に、それまで無料にしておりました老人医療費の無料制度に一部負担を持ち込むとともに、1984年に国保法を改悪し、国保の医療費への国庫負担率を45%から38.5%に引き下げ、その後も国の負担額をさまざまな形で引き下げてまいりました。そのため、平成26年度の本町での国保会計に占める国庫支出金の割合は23.43%まで下がっており、国の社会保障費削減の跡として見るができるかと思います。こうした国の削減が国保会計の運営を苦しいものにし、国保税の値上げ、加入者の負担能力を超えた国保税の賦課、滞納をつくり出す要因となっているものであり、この国保のあり方を見直し、重過ぎる国保税の引き下げを行うべきであると申し上げてまいりましたが、なかなかこうしたことが実現をされていないのが現在であります。

また、今、国保の広域化が日程に上ってきておりますが、国保の困難な状況を改善する上で国保の広域化だけではこの困難な状況を改善するには至らないものと考えます。国の果たすべき役割は極めて大きく、町は国に対して国庫負担の増額をもっと積極的に求めて加入者負担を軽減する、保険料を引き下げる方策をとるべきであると申し上げて、反対の討論いたします。

○議長（片山正弘君） 次に、本件に賛成の方の発言を許します。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 12番高橋利典であります。

平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論に参加いたします。

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して保険給付を行っております。平成26年度の決算における歳入の収入済額は21億2,118万円です。調定額に対し91.52%の収納率となり、前年度に比較して3,059万1,000円の減となっております。

一方、保険給付費状況は、前年比1,828件の減で、支給額は614万6,000円の増となっており、歳出では前年度に比較して4,190万6,000円の減の18億9,158万円となっております。

医療費の伸びについては、被保険者1人当たりの保険給付費は30万6,611円、前年度29万6,354円で、前年度に比しまして3.46%の増となっております。

実質収入においては2億2,960万円の黒字となっておりますが、財政調整基金から1億7,027万7,000円の取り崩しを行っており、実質単年度収支においては1億3,400万6,000円の赤字となり、大変厳しい財政状況となっているところであります。

保健事業の特定健診では、対象者3,283人に対し1,510人の受診者で、目標52%の受診率に対し47.4%で、前年比1.1%の減少となっておりますが、他の医療機関での受診者もあることから、アンケート等の強化も含めて対象者の健康維持の確保に努めてほしいものであります。

東日本大震災に伴う一部負担金免除では、家屋の全壊、大規模半壊等で、平成26年の4月1日から7月31日まで106世帯、免除証明書167枚の発行、平成26年8月1日から平成27年の3月31日まででは103世帯、免除証明書162枚の発行状況となっております。

国民健康保険税軽減状況については、平成26年度から軽減の拡大が図られておりますが、7割軽減で739世帯で前年比42世帯の減、5割軽減で321世帯で前年比75世帯の増、2割軽減で259世帯で前年比29世帯の減となっておりますが、全体で86世帯の増となっているところであります。

また、保険税の減免状況は、旧被扶養者減免で6世帯、原子力災害対策特別措置法による避難世帯に対する減免が1世帯、中間減免で2世帯、台風被害による減免で2世帯と合計11世帯が対象と減免措置が図られているところであります。

また、保険料の滞納者への短期被保険者証は、3カ月短期証で109件、6カ月短期証で30件の発行となっておりますが、資格証の発行はゼロとなっており、医療機関での受診が可能な措置がとられておるところであります。分割払いなどの方法により滞納している保険税の徴収に努めるよう望むものであります。

国民健康保険事業は健全な運営を確保し、社会保障及び福祉の向上に寄与し、被保険者の適切な医療を確保するため、各種給付を行っているところでありますから、平成26年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 他に討論参加ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第115号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数であります。よって、議案第115号平成26年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決定をいたしました。

議案第116号平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。本件について反対の方の発言を許します。8番今野議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

議案第116号平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

2008年に創設をされましたこの医療制度は、収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、2年ごとに見直されることになっております。75歳以上の人口と医療費が増加するほど保険料負担にはね返り、保険料が上昇していく仕組みになっており、これは高齢者の生活実態を無視して、能力を超えた負担を求めようとする仕組みであります。後期高齢者医療制度導入当時の厚生労働省担当幹部は、医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者がみずからの感覚で感じ取っていただくと、その狙いを語っており、この制度は年齢で医療内容を変化させる差別的医療制度でもあり、高齢者に我慢と犠牲を強いる冷酷な制度となっております。このような医療制度は直ちに廃止し、国の責任を明確にして、安心して高齢者が医療にかかれるよう制度設計することを求めて、反対の討論とします。

○議長（片山正弘君） 次に、本件に賛成の方の発言を許します。後藤議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

議案第116号平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論に参加をいたします。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化の急速な進展や、そして医療技術の進歩、そして国民意識の変化などにより、高齢者の方々が安心して医療を受けることができるように平成20年度から開始された制度でございます。現在は十分に定着し、安定した運営がされていると考えるものであります。

平成27年6月末における県内の被保険者数は28万8,031人で、実に県民の12.3%がこの制度

に加入している状況でございます。また、本町の被保険者数は平成27年3月末現在2,745人で、町民の18.4%の方がこの制度に加入しております。今や、日本は世界で男女とも長寿国となりました。今後もこの高齢者は間違いなく増加していくものと思われます。そのような中、税と社会保障制度の一体改革に持続可能な社会保障制度を目指し、改革が進められているところであり、必要な人に必要な給付がされるよう強く望むものであります。

そこで、平成26年度の決算でございますが、歳入総額は1億9,039万4,000円で、対前年比2.75%の増になっております。歳入の主なものは、被保険者からの保険料であり、1億4,112万7,000円で、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計に比べて高い収納率であります。また、所得の低い方のための軽減策や、そして激変緩和の措置が継続されているところでもあります。一方、歳出見込みの98%に当たる1億8,545万円は実施主体であります宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金であります。このように町の歳入歳出の見込み経費は義務的経費かほとんどを占め、運用は全て宮城県後期高齢者医療広域連合に委ねられております。

以上のことなどから、本町の高齢者の方々が引き続き安心して医療を受けることができるよう、今後とも宮城県後期高齢者医療広域連合と情報交換など緊密に連携を図っていただくとともに、さらなる保険料収納率の向上に努めるなど、町当局は被保険者の方々のためにさまざまな努力を重ねられることを期待申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（片山正弘君） 他に討論参加ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第116号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数であります。よって、議案第116号平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決定をいたしました。

議案第117号平成26年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第117号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第117号平成26年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決定をいたしました。

議案第118号平成26年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第118号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第118号平成26年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決定をいたしました。

議案第119号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第119号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第119号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決定をいたしました。

議案第120号平成26年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第120号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第120号平成26年度松島町松島区外
区有財産特別会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決定をいたしました。

議案第121号平成26年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第121号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第121号平成26年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決定をいたしました。

議案第122号平成26年度松島町水道事業会計決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第122号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第122号平成26年度松島町水道事業会計決算認定については認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、平成26年度各種会計歳入歳出決算認定については採決が終了いたしました。

全ての決算が認定されましたので、これより、町長より挨拶を求められておりますので許し

ます。町長。

○町長（櫻井公一君） 平成26年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算につきまして、議会の認定をいただき、改めて御礼申し上げます。

長時間にわたりご審議をいただき、その中で賜りましたご意見、ご指摘等につきましては、再度確認、検討しながら今後の取り組みに反映させまして、より適正かつ充実した行政運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いを申し上げ、御礼といたします。

なお、丹野、菅野両監査委員には詳細な審査とご意見をいただき、その労に対しまして改めて感謝申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議長からも、監査に当たられました丹野監査委員さん、菅野監査委員さんの監査委員の苦勞に対し、感謝の意を表します。大変ご苦勞さまでございました。

ここで、議事の運営上、休憩に入りたいと思います。再開を11時15分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第12 議案第125号 工事請負契約の締結について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第125号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読説明を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第125号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道名籠線避難道路整備工事に関するものであり、去る9月24日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路改良工、施工延長600メートル、幅員6.0メートルで整備を行うものであります。工期は平成28年3月31日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づき説明させていただきます。

初めに、資料1枚目の位置図をごらんいただきたいと思います。

今回の施工箇所につきましては、位置図に赤丸で囲ったところの手樽字新田地内にあります町道名籠線の道路整備でございます。

施工延長といたしまして、ナンバーゼロからナンバー30までの間、全体延長として600メートルの工事を行うものでございます。

工事概要といたしまして、土工、のり面工、排水工、擁壁工、舗装工、防護柵工、軟弱地盤対策工を行うものであります。

標準横断図といたしまして、車道幅員として4メートル、両脇に1メートルの路肩をとっており、全幅6メートルでございます。ガードレールのある部分につきましては、保護路肩の50センチを付加しております。

次に、次ページの入札結果表をごらんいただきたいと思います。

入札方法は、条件付一般競争入札を行ったものであります。4者、入札申し込みがありましたが、1者辞退があり、3者で入札を行った結果、第1回目の入札において3者とも予定価格に達しましたので、最低者である伏谷建設株式会社を請負契約予定者としたものであります。また、仮契約につきましては、9月30日に締結しております。なお、工期につきましては、平成28年3月31日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 一般質問

○議長（片山正弘君） 日程第13、一般質問に入ります。

通告の順序に沿いまして、質問を許します。質問者は登壇の上、質問を願います。

3番櫻井 靖議員。

〔3番 櫻井 靖君 登壇〕

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖です。

今回はトップバッターということで、通告書に従い一般質問のほうを始めさせていただきたいと思います。

まず、町長はかわった、松島は変わるのかであります。

このたびの選挙で町長がかわりました。町民は松島が変わることを望んだのだと思います。

そして、新しい町長に希望を託したのだと思います。ぜひ町長、この町民の声に応えてほしいと思っております。

松島町は人口減少をいかに食い止めるか。もはや待ったなしの状態であります。このことについては、前町長時代、多くの議員が危機感を感じ、このままでよいのかとさまざまな形で前町長に意見をぶつけてまいりました。しかし、返ってくる答えは我々を満足させるものではありませんでした。そんな中、先日、選挙がありました。結果は皆さんのご存じのとおりであります。櫻井町長は公約の中で、子育て支援と定住化対策についてしっかりやっていく、元気な松島を取り戻すんだということを主張されておりました。

そこで、公約で話されていた次の2つのことについて詳しくお話をさせていただきたいと思えます。また、その実施時期について、いつごろを目標にされているのかをあわせてお答えください。

まず、18歳までの医療費の無料化についてであります。町長の子育て対策に対する思いをぜひ聞かせてください。よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） ご質問にお答えいたします。

まず、18歳までの医療費の無料化についてでありますけれども、子ども医療費無料化につきましては、町長選挙における子育て支援策の1つとして公約に掲げました。子ども医療費の無料化につきましては、18歳の高校卒業まで拡充し、平成28年4月から実施する方向で進めてまいります。

詳細につきましては担当課長より答弁いたします。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 私のほうから答弁させていただきます。

子ども医療費無料化につきましては、平成27年、ことしの4月からは入院、通院を中学校卒業生まで拡充しておりました。近年、出生数が過去5年間においても70人前後というふうなことでございまして、今後5年間においても60人前後というふうな推計が見られると。そういう中で、この医療費助成について、子育て支援策の1つといたしまして、ことし4月に中学校卒業までに拡充しておりましたが、さらにこれを高校卒業までの医療費無料を拡充を図ってまいりたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 実際なったとなれば、予算の見通しがなければならないと思いますが、

その辺は大丈夫なのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 予算につきましては、高校生まで拡充を図った場合に約450万円から500万円ぐらいの医療費の増というもので推計はしておるところでございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 先日、第2常任委員会のほうで子育て支援アンケートを実施いたしました。ただいまとめている最中ではありますが、いろいろな要望がありました。しかし、その全ての要望に応えるというのは予算的にも大変難しいものになるかと思います。でも、その中でも1つでも2つでもできれば、ぜひやっていただきたいなと思っております。そして、やるからにはなるべく早急にやっていただきたい。周りの自治体の様子を見るのではなく、そういうふうな周りの自治体の様子を見るわけではなく、そういう段階ではおくれまいますので、一歩でも、半歩でも先を進むくらいでやっていかなければならないと思います。ぜひ、いろいろな知恵を出して松島のオリジナルの子育てをやっていただきたいと思います。子育て対策について、ほかにも考えがありましたら、ぜひ教えていただきたいですが、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） その件につきましてはぜひ、議会でアンケートもとったということありますから、そのアンケートを私たちのほうにも見せていただきたいというふうに思っております。

また、そのほかの子育て支援策につきましては、今担当課とできるもの、できないもの、早くできるもの等を今整理しておりまして、今後はそういったものを早く皆様方にお知らせできるように努力していきたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） この質問に関しましては、この後、今野議員が質問をなさっております。今野議員のほうでたっぷりしていただくといいかなと思いますので、こちら辺はさらっとさせていただきます。じゃ、次に移ります。

子育て支援と切っても切り離せない定住化対策でございます。

先日の決算特別委員会の資料で、松島で生まれてくる赤ちゃんが第一子より第二子、第三子といった赤ちゃんのほうが多いというふうなことが書いてありました。ということは、しかも生まれてくる赤ん坊の数は70人を切っております。これは若い世代の、子供を産んでくれ

る世代のカップルが本当に非常に少ないのだなということを意味するわけです。ぜひ、この若い人たちに、この松島に住んでもらわなければ人口減少に加速がつくことが目に見えております。そこで、町長がお話ししていた、民間が資金を調達から建設、管理、運営まで行うPFI方式をとった町営住宅の建設が大変重要な意味を持ってくると考えます。松島にPFI方式を使った町営住宅建設を取り入れることについてどのように考えているのか、町長の定住化対策への思いを聞かせていただければと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） PFI方式を使った町営住宅の建設についてでありますけれども、これまで本町の町営住宅整備につきましては、低所得者を対象として整備を進めてきたところであり、今回のご質問は佐賀県みやき町の地域優良賃貸住宅をイメージしているものと考えておりますが、地域優良賃貸住宅は月額所得が48万7,000円以下の方が入居できる住宅で、みやき町ではPFI方式により整備しております。この方式では民間の資金やノウハウを活用し、設計、建設、維持管理などを一体的に実現できる有効な事業であると認識しております。本町で計画検討する場合には、まちづくり、また定住促進といった課題を整理していく中での整備計画が必要となりますので、法的な手続や確認にも時間がかかるものと考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今説明をしていただきましたけれども、これをこれからやっつけようとしているのか、それとももう少しじっくり考えて、それからやっつけようとしているのか、もう少しちょっとそこら辺、はっきり言っていただければと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今、長期総合計画等の見直しにかかっておりますので、今年度、長期総合計画のこれからの10年間を策定するという年になっておりますので、その中でこういった位置づけでできるのか、今検討中であります。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 定住化対策です。これは本当にいろいろやっつけかなくてはいけないことだと思います。これらのことを行うとなると、もう専門的に行わなければ大変なことになると思います。定住化対策、人口減少、子育て支援、企業誘致、さまざまな問題があります。それはさまざまな課にまたがっている問題であります、1つの課で対応するというのはなかなかできないと思います。そこで、定住化対策を専門に行う部署を設置してはどうかと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 定住化対策を専門で行う部署の設置をしてはどうかということでありま
すけれども、現在、定住化対策は各課により所管されております。専門的な部署を設置する
ことはよいこととは認識しておりますが、震災の復興の加速化や各課が所管する事業と職員
数との兼ね合いを見ると大変難しいことから、まずは現課体制において庁内のプロジェクト
チームの設置など、課の垣根を越えた連携を図り、定住化対策における諸問題に取り組んで
まいりたいというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 急ぎませんので、少しずつでも進んでください。そこら辺はやれること、
やれないこと、あると思います。でも、ちゃんと前を向いてやっていっていただければいい
のかなと思っております。

町長も同行されたことしの第2常任委員会の視察、特に佐賀県みやき町での取り組みは大変
参考になされたのだろうと私も思っております。みやき町の町長は、規制があれば県や国に
かけ合って、それを外していくと言っていました。櫻井町長もぜひそのように足を使って、
汗をかい、行動力をお示し願いたいと思います。そうすれば職員も見習うことでしょう。
みやき町は子育て支援の町宣言をしております。町内にその看板を多数掲げております。私
は、すごい覚悟だなと思っております。その覚悟のあらわれがあの看板にあると思います。
我が町もそういうふうなことを見習って、ぜひこういうふうな看板を掲げてはいかがかなと
思いますが、どうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） この少子化については、26年度の決算審査においても各議員のほうから
少子化に対してどう歯どめをかけるんだという意見が出ておりまして、そういった内容を聞
いておりました。この問題、長く据え置く問題じゃなくて、近々に取り組む必要があるとい
うふうに思っております。そのポスターっていうんですか、キャッチフレーズをあげればい
いということじゃなくて、まず場所の選定から等々、内部できっちり固めて、長総の中で早
い段階で取り組んでいくという中でやっていきたいと。決して間延びをさせたものではない
というふうに思っておりますので、早急に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） やれることは、もう迅速に、そして時間のかかることは目標を設定して、
いつやるか、いつまでどうやるのかということを町民の皆様ぜひ広報をしていただきたい

と思います。その進捗状況を小まめに周知していただければありがたいと思っております。町民皆さんは新しい町長を期待しております。私も、町長が正しい道を進む限り、微力ではありますが、お手伝いをさせていただきたいと思っております。ぜひ、その期待に応えていただきますようお願いいたします。この質問に関しては、これで終わらせていただきます。

続きまして、9.11の大雨から教えられることであります。

9.11の大雨の役場の対応について、町民の皆様からさまざまなご意見が寄せられました。役場の若手職員に頑張ってもらってありがたいという声が聞こえた一方、役場の対応が本当にこれでよかったのかと反省しなければならない点があったと思います。

まず初めに、町内の小学校の休校の判断についてでございます。近隣の市町の小中学校が休校になっているのに松島は通常授業なのかと保護者の皆さんが大変、最初心配されました。休校の判断基準、今回休校と判断した過程、伝達に至るまで時系列にぜひ説明を願いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） お答え申し上げます。

小中学校における休校の判断というのは、学校教育法施行規則第63条並びに79条の準用規定によりまして、非常天災、その他窮迫の事情があるときは校長は臨時に授業を行わないことができる。この場合において公立小学校については、この旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならないと定められております。

ご質問の9月11日には、本町の4校校長も当教育委員会と連絡を取り合いまして刻々と変化する状況に対応しておりましたが、児童生徒の安全のため休校とすることを決定したいきさつがありました。その間の詳細について教育課長より説明させますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、詳細につきまして私のほうから報告をさせていただきたいと思います。なお、通告書のほうには中学校ということも入っていましたので、小中学校ということですのでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

今回の9月11日につきましては、朝5時5分に竹谷字川頭の4世帯、16人に避難勧告が出されたということで、この地域には第五小学校の6年生が1名在籍しております。このことにつきましては、校長先生側と連絡をとりまして、家庭のほうと随時連絡をとっております。安全第一ということで、もし避難所のほうに回るのであれば、そちらのほうにということで、

その判断は親御さんのほうにお願いしていたということです。

その時点においては、6時30分現在、通常授業の予定で各校長とも連絡をとり合っておりまして。その後、6時50分に吉田川が増水して危険水位に達したということで決壊等の危険性が高まったことから、北小泉、下竹谷、上竹谷、幡谷地区の706世帯に避難勧告が出されました。これを受けまして速やかに再度小中学校長と連絡をとり合いまして、7時に全校休校を決定し、あわせて幼稚園も同じような措置をするということで連絡をいたしました。各学校長のほうから保護者のほうにノパメール、これで連絡、または加入していない方につきましては電話で全て確認をしてお知らせをしております。

また、6時50分での避難勧告ということもありましたので、中学校の部活動では、もう既に朝練の子供たちについては何名かが中学校のほうに向かったということも想定されましたので、学校側にお願いをして、登校してきた生徒に対して直接休校になった旨を説明し、安全に帰宅できる確認をした上で帰宅させる、または雨が強くなってくるのであれば保護者を呼ぶなどの判断をしていただきたいということでお願いしております。7名、中学生が校門のところに来たということです。できれば6時半ごろまでには決定したいということで、かねがね校長会でも校長先生方ともお話しはしていたんですけれども、今回のこの避難勧告が6時50分ということもございまして、自然災害ということもありますので、このような随時状況に合わせた対応をしていきたいというふうに思っております。これも児童生徒の安全のためにはこのような措置になってしまったことについてご理解をいただきたいというふうに思います。

今回の、参考までなんですけれども、これらの取り扱いについて2市3町の取り組みなんですけれども、塩竈、多賀城市が全校を休校と、それから利府町さんが最後まで悩んだんですけれども、2時間おくれで始業させたと。それから、七ヶ浜町さんは全校、通常どおり授業を行ったということで、各学校、各地域とも、その地形、地域状況によっていろいろと判断で悩まれたんだなというふうには思っております。

なお、今回のことも含めまして、校長会なども再度通しまして、これらの対応の流れについても再度検証もしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃ、もう一度ちょっと確認をしながらお話のほうを進めさせていただきたいと思います。休校の判断は、そうしますと学校長がするというふうなことでよろしいでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 先ほど教育長が述べましたように、これらの判断は基本的には校長にあります。その判断をしたときに地方公共団体の教育委員会のほうに報告をするということになっております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） それらの情報を、災害の情報を収集するところというふうなのはどういうふうな形になっておるのでしょうか。町のほうがそれを収集して学校のほうに回すのか、それとも学校独自が情報を収集して、それを判断するのか、そちらのほうを教えてください。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今はネットの時代ですので、気象状況を逐一確認はできますけれども、災対本部で判断した内容については全てうちのほうから連絡を入れております。それから、あとウェザーニュースの雨量情報、これらも随時、前日から各学校に流しております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） では、そこら辺を引っ張りまして質問を続けていきます。

話は前日10日のことからなるんですが、第一小学校では、あした通常どおり授業をいたしますというプリントが配布されているのはご存じでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 校長先生のほうから報告を受けております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） このようなプリントが回されたことに対して保護者の方、いろいろな受けとめ方があったように聞きます。できれば、あしたは休校になるかもしれない、学校が休校になるときは何時までお知らせしますというふうな内容のものだったら、かえってわかりやすかったのじゃないでしょうか。保護者のほうとしては、あしたやりますというふうなの、あしたどういうふうな状態になるかわからないのに、こういうふうなプリントが配られたということに対してすごく不安があったようですが、そこら辺、どうお考えになりますか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 学校側の判断として、まずは家庭に天気予報で想定されているような雨が降った場合ということもありましたので、学校でそういったチラシを配布したということで聞いております。それは学校の中で職員会議を開いて判断をされたんだろうというふ

うに思っております。

校長先生としては、やはり家庭に状況、学校の考えている状況を伝えておきたいということで配布したというふうに思っておりますので、二小さん、五小さんは配布はしておりませんが、そのような判断をしたんだらうというふうに思っておりますので、一小さんはなぜかという、高城川をしょっているということもあって、そのような判断をなさったというふうに校長のほうからは聞いております。これらについても再度、また校長会でもいろいろな意見を交わしていきたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） これも表現の仕方だと思うんですね。実際、このプリントはごらんになったでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今月の16日、校長会がありまして、そこで校長先生のほうからもその資料をいただくことになっております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） これから見るというふうな形ですね、そうするとね。今月ということはどうですか。ぜひ、そういうふうなのをちゃんと見てほしいと思います。かえってこういうふうなことは不安になるのかなと、状況がわからない中でこういうふうなのがあつて、ああ、どうしても、雨が降ってもあした行くのかなというふうな判断をされるのかなというふうなことをどうしても思ってしまうご家庭があると思います。そこら辺を含めた形でちゃんとした指導なりなんなりをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 再度、児童生徒の安全な対応に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） では、続けて翌日、11日です。はこれですね。これはもう保護者から早い段階で本当に連絡が欲しいというふうなことであります。先ほど課長のほうも言いました。6時くらいに、きょうは通常どおり授業をしますというふうなメールが中学校、入ったということでございます。そして、7時に休校というメールが入った。もう何人かの生徒は学校に行っていたというふうなことでございます。もう少しこういうふうな判断が早ければ、そういうふうなことはないのかなと思います。7時くらいの判断、やっぱりそういうふうなの

であればもう少し、何ですかね、周りの状況を見て早い判断をしていただきたいと思うんですけども、もっと判断が早くできなかったのかどうか、そこら辺をもう一度お願いいたします。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回のこの9.11の雨の特徴を議員もニュースでごらんになっていると思うんですけども、吉田川の上流の富谷町内、それから大和町内、ここでの雨量が一気に増した。これはちょっと想定できなかったという判断だと思います。そういうことで災対本部でも6時50分の避難勧告というふうになったのだろうというふうに私は受けとめておりますので、今後もそういったことにつきましては、災対本部としっかりと連携を密にしながら学校の安全な通学に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 東松島では6時の段階でこれは休校というふうな情報が流れたというふうなことがあります。そういうふうなことならば、かえって保護者の方、東松島になっているのに何だ、松島はというふうなことでちょっと憤慨された方が随分いらっしゃるみたいなことを聞きますが、そういうふうなこと、東松島の状況とかというふうなのを鑑みて今回、もう一度できなかったのか、そこら辺、再度お聞きいたします。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 東松島市と松島町の震災復興の進捗状況は大幅に違っているところが多々あるかと思います。東松島市につきましては、例えば東名、こういったところにつきましては、まだ護岸が完全に整っていない状況があるということで、恐らくそのような判断で東松島市は早い判断をしたのだろうというふうに思います。その地域、その地域でのいろいろな状況があるかとは思いますが、繰り返しになりますが、児童生徒の通学の安全第一を第一優先に考えまして今後も対応していきたいというふうに思いますので、何とぞご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今後は早い段階で、なるだけ早い段階でそれはやっていただきたい。できれば、もう6時だったら6時、ある程度そういうふうなのを決めていただいて、第一報を入れていただければなと思います。7時の時間ですと、どうしても子供、もう通常だったら仕事に出かけている保護者の方います。子供だって早い子供たちは学校に出ています。昼御飯の準備だってあると思います。働いている保護者にとっては本当にやきもきすることだ

と思います。そこら辺のほうをしっかりとやっていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

これは9月11日の話ではなくて、翌週の津波のことでもあるんですけれども、小学校、始業時間が10時となりました。中学校、10時となりました。同じところを通る第一小学校が10時ですね。10時になりました。同じところを通る中学生もいたと思いますが、なぜ第一小学校だけが全面的に休校で、中学校はそういうふうなことが配慮がなされなかったのか、ちょっとそこら辺もあわせてお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 通告では、9.11ということでお話はありましたけれども、関連性ということでのご質問だと思いますので、お答えをさせていただきたいと思います。

チリ津波のときも校長とは、もう再三にわたり電話で話し合いをしました。基本的に、結論から言いますと、やはり低学年、低学年がとても心配だということで、2時間おくれにさせていただきたいということで校長が判断をしたということです。中学校につきましては、校長とも話はしましたけれども、今想定されている津波からいくと中学生については十分対応できる判断だということで、中学校としては通常どおりの学校運営をしたいということでの校長の申し出がありましたので、それを受けとめたということでございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 私、できれば10時からの登校というふうなのは、なかなか保護者の方、大変だと思うんですよ。仕事が、もう保護者の方は出かけています。やっぱり子供たちが親のいないときで通学しなければならないという家庭もあります。ちゃんと学校に行くのか、保護者の方は本当に心配したと聞きます。大きな津波の到達時間が予定よりおくれ、休校になるという連絡が入る場合もあるかもしれません。これはいろいろな災害のことだと思います。10時になるといっても、後で休校になるというふうな判断をされる場合もあると思います。そのときには、その子供たちにちゃんと連絡が伝わらないかもしれないと思うのです。ですから、できれば子供の安全面を考えれば、10時登校というふうな判断ではなく、休校というふうな判断のほうが正しかったのではないのかなと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この辺につきましては、再度申し上げますけれども、学校側の判断ということもあります。チリ津波のときは、実は第一小学校、遠足が予定されていました。

この遠足は延期にしております。

その登校時間につきましては、校長のほうから2時間おくれでやらせてほしいんだということとで考えましたということなので、それを校長の判断ということでもありますので重く受けとめて、教育長とも相談して、それを受けとめたということでございますので、今後、2時間おくれで始めるというのは、今回、9.11、利府町が学校9校ありますけれども、全部それでやったということもありますけれども、基本、我々もそれは避けたいというふうには思います。しかしながら、やはり校長が子供たちの判断でやるということもあるかもしれませんけれども、学校としてそういう形でやらせてほしい、やりたいんだということとで判断しましたということなので、その辺は受けとめていきたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 私も本当に危ないなと思いますので、少しでも危険が、そういうふうな不安があるんだっただらば、ぜひ休校にというふうな方向をいろいろな場で話ししていただければなと思います。授業数の問題というふうなのがあるとは思いますが、振りかえ休日などを活用するということが可能なのではないのかなと、これは素人考えですけども、そういうふうなことがございます。不安要素があれば、あした休校だよと早目に言っていただければ保護者はどんなに楽なことでしょう。保護者としてもそのほうが安心することだと思います。このように対応しますというふうなことを初めから保護者のほうに周知していれば理解も得られると思いますが、そこら辺のほうはどうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 自然を相手にする判断ですので、前日にこうします、ああしますというのはなかなか難しいかと思います。それから、当日の対応につきましても、やはり校長以下、職員全員で話し合った上での判断ということでもありますので、そこはやはり学校の判断に任せていきたいという部分もございますので、今後、議員さんからのご指摘につきましては、校長会でもこういった意見が議会に出されましたということは報告したいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひ、子供たちの命、これは本当に大切なことです。本当に松島、子供が少なくなっております。1人1人の命をぜひ大切にしていきたいと思います。吉田川の堤防を子供たちを乗せた通学バスが走ります。津波は第一波より第二波、第三波、波は大きくなり、それこそ予想もしない波が来るかもしれません。私たちは東日本大震災で多くの

ことを学びました。決してあの悲劇を起こしてはなりません。少しの判断ミスが悲劇をもたらします。ぜひとも子供たちのために安心・安全で生活できる松島にしていきたいと思っています。どうぞ、そこら辺、よろしくお願いいたします。何か、もし一言あればお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 我々の一番大切に考えるところは、当然ながら子供の生命の安全と、それをきちんと守るということであります。また、その過程の中において、子供たちにはつけてやりたい力も我々の教育の仕事の中にはある。我々は松島防災学ということで取り組んでおりますけれども、この究極的な目標とするところは、子供たち自身が自分の安全をしっかりともみずから守ると、そういう能力をつけてやりたいという願いのもとにやっているところです。反論に聞こえたら甚だ恐縮でありますけれども、必ずしも学校にいたことが100%安全とは言いきれない、そういうことは今回の東日本大震災で嫌というほど我々は見せつけられてきたと。したがって、私たち松島町としては、松島町なりの経験を生かしながら防災キャンプ等の教育活動もいまだに続けているところです。その辺のところをお酌み取りいただいて、しかもやはり多少の危険を乗り越えて、乗り越えるからには的確な判断を持って、見通しを持って成長できる、そういう子供を育てながら対処していきたいというように思っておりますので、その辺のところをまずご理解をいただきたいなというように思います。無論、最初に返りますが、子供の安全を第一に考えた上で、さらに今後も自然の天候等、状況を的確に見ることをまずやっていきながら、その目的を達成していきたいというように思います。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひ、本当に子供たちのために、この子供たちの本当の命を守るためによろしくお願いいたします。

これはちょっと蛇足ではあるんですが、こういうふうな津波とかなんかの警報があったとき、ぜひ交通指導隊、活用していただきたいなと思います。この間、交通指導隊のほうから話がありました。こういうふうなときに、もし子供たち、災害のときにちょっと心配があるようだったら交通指導隊出ますよと、そういうふうな話があります。そういうふうなのをぜひ交通指導隊のほうに依頼していただければなと思います。そういうふうなことはやっぱり交通指導隊も子供たちの命を守るために必死になって頑張っていきたいと思いますので、そこら辺もぜひ言っていただければ応えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君）　ここで、済みません、食事に、済みません、まだ質問がたくさんございますが、ここで切りをつけて、午後、13時からとしたいと思います、よろしいですか。
（「はい」の声あり）では、そういうことで、ここで13時まで休憩いたします。よろしくお願いいたします。

午前11時55分　休　憩

午後　1時00分　再　開

○議長（片山正弘君）　再開いたします。

10番色川晴夫議員、所用のため午後の会議に若干おくれるとの連絡がありましたので、お知らせをしておきます。

櫻井議員、午前に続き一般質問を続けてください。

○議長（片山正弘君）　櫻井議員。

○3番（櫻井　靖君）　引き続き一般質問のほうをさせていただきたいと思います。

町内の小中学校の休校の判断については、これで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、エリアメールの情報発信についてです。

松島町ではエリアメールがちゃんと活用されているのでしょうか。松島は観光地であり、不特定多数の方が訪れます。小まめな送信が必要であると思いますが、いかがでしょうか。また、あわせて松島町安心・安全メールの登録状況を今回どのように活用されたか伺いたいと思います。

○議長（片山正弘君）　町長。

○町長（櫻井公一君）　緊急速報メール、エリアメールにつきましては、情報発信につきましては危機管理監より答弁いたします。

○議長（片山正弘君）　赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君）　今回の関東・東北豪雨にかかります避難勧告等におきましては、被害想定エリアが限られておりましたので、区長、行政委員等から連絡及び防災行政無線、広報紙による周知を徹底したことから緊急速報メールは使用いたしませんでした。使用しなかった理由といたしましては、被害想定エリア以外にいる住民や観光客への配慮、混乱を招くことを懸念し、配慮したところでございます。しかしながら、緊急速報メールの配信を希望する住民の方の声も数多くありましたので、今後は情報を精査しながら活用していきたいと考えております。

次に、安心・安全メールにつきましてですが、安心・安全メールは緊急時の連絡や行政情報等を住民、観光客等に迅速に伝達することを目的とした登録制のメールでございます。現在の登録者数は10月1日現在で1,820名であり、地震等の災害情報、大雨などの気象情報、熊などの目撃情報、さらには還付金詐欺等にかかります注意喚起などのさまざまな情報を配信しております。今後も、安全・安心メールにつきましては、これまで同様に緊急速報メールでは配信が困難な緊急情報や気象情報等の提供について活用を考えております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） エリアメールの登録数に関しましては、この間の決算審査のときに聞きましたので、そちらのほうは1,809人、それで間違いないと思いますので、そちらのほうはいいと思いますが、でも観光客とかなんていうのは、やっぱり松島、多いわけですから、なるだけエリアメールの活用というふうなのはされたほうがいいのかなと思っております。フェイスブックなどでの情報発信なども評価するところではありますけれども、どうしても安心・安全メールとかフェイスブックなどの場合は登録しなければ結局情報は届きません。その点、エリアメールというふうなのは携帯を持っていれば皆さんに配信するわけです。松島町では2013年5月1日から運用がされているということですが、現在、東北は福島の一部を除いた自治体で発信されているというわけで、このエリアメールが発信されるというふうなのはもう常識的なことになっております。危険があれば配信されるものとなっております。ぜひとも安心・安全メールと並行してエリアメールの活用をよろしく願いたいと思います。

それから、ちょっとこれ関連事項になってしまうのですが、翌週の8月18日、津波のときもメール発信というふうなのがございました。これ情報発信しておりました。そのことの対応で、4時30分にそのとき第一小学校のところに避難所が開設されたというふうなことでございましたが、5時30分に避難所の開設情報がホームページ、フェイスブックに載っているというふうなことになっております。5時30分といえば津波到達時刻だったはずですが。このような時間帯でそういうふうなものを発信するのはいかがなものかと思いますが、そこら辺、いかがなのでしょう。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今お話しの時間帯的にちょうど津波到達が5時30分ですよというときにエリアメールで、エリアメールだったかな、それでその時間帯に重なるようにお知らせす

るのはいかがかということでありました。ただ、いろいろな、それも1つ考えました。実際、私もそこにいて、ちょっと判断としてなかなかその状況、津波の状況が、来ているのか、来ていないのか、北海道とか等々いろいろありまして、ちょっと悩んだところではありますけれども、ちょっと暗いところが明るくなってきたというところもありまして、この辺、ちょっと時間的に悩んだところではあるんですけども、発信はさせていただいたというところでもあります。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） やはり早目に、そのメールとかなんか、ちゃんと5時30分情報というふうなのが入っております。そういうふうな形ですので、津波、特にこういうふうなのは事前にわかっていることだと思いますので、もう少し早い対応、早い発信というふうなのをぜひとも心がけていただきたいなと思いますので、よろしくそちらのほうはお願いしたいと思います。こういうふうのはどうしても人の命にかかわることですので。万が一があってはなりませんので、ぜひともその対応、よろしく願いいたします。エリアメールで発信、情報発信などは早急に、早い段階で発信していただければなと思いますので、どうぞそちらのほうはよろしく願いいたします。

次のほうに移ります。

次は、防災行政無線、広報車等についてでございます。

今回、避難指示が出ているのを知らなかったという方が多く聞いています。防災行政無線、広報車、その他の活用について再検討を検討すべきだとは思いますが、その考えをお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 防災行政無線等による広報活動につきましても、危機管理監より答弁いたします。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 防災行政無線、広報車等によります広報活動につきましては、9月11日の避難勧告並びに避難指示に係ります防災行政無線放送で被害が想定されました北小泉、下竹谷、上竹谷、幡谷地区に限定して行いました。広報車によります広報活動につきましては、町公用車2台と消防団による同地区の広報活動を行っております。

このような状況から避難勧告等が発令されない地域の住民の方は今回の避難勧告並びに避難指示の発令につきましては認識できなかったと思われますが、被害が想定される地域内にお

きましては重点的に周知活動を実施しております。さらに、今回の避難誘導におきましては、各行政区の区長や行政委員の皆様には避難誘導に係ります地域住民への周知連絡につきましてご協力をいただき、スムーズに行うことができました。これも災害時に必要な共助の成果があったものと思われまます。

今後の災害時におけます防災行政無線と公用車によります広報活動につきましては、防災行政無線の難聴区域の解消も含め、より確実に情報が伝えられるよう、緊急速報メール等の周知方法とあわせて総合的に運用していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 防災行政無線、これ本当に聞こえないという声が、もう多数上がっております。今まで本当に、今の住宅は結構密閉されている住宅等が多いので本当に聞こえづらい、そういうふうな不満があります。その検討というか、見直しについてというふうなのはどういうふうな形になっているか、もう少し詳しく教えていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 防災行政無線がなかなか聞き取りづらいというお話の中には、お話を聞いておりましたけれども、町のほうでもそのところをフォローする意味でも今後、先ほどいろいろ資料にありましたとおり、戸別受信機とか、あと防災ラジオとか、そういう部分を難聴区域におきましては広報手段の1つとして、今後は課題といたしまして検討していきたいなと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 防災行政無線、これ、ある人から言わせると、意外と角度だけでも変えるだけで結構音が違うんだそうです。ストレートホンとレフレックスホン、この2つの組み合わせで今なっているらしいんですが、確かに役場の庁舎、上を見上げますとレフレックスホンが上を向いている。それで、ある地域では反対にストレートホンが下のほうに向いていると。ストレートホンていうのが高く遠くに飛ばすもので、レフレックスホンというのは周りの下の地域のほうに周知をしてやるというふうな形になっているんですね。そう見ると、使い方がある意味、逆なのかなというふうな指摘が私のほうで聞こえてきました。そういうふうな検討とかなんかというふうなのは、ちゃんと実証実験とかというふうなのはされたのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） そのようなお話がもしあるとすれば、当時設置した段階ではそういう検証もして設置をしておると思います。今後は、今お話がありましたので、見直しというか、方向的にもし間違っている方向に向いているようであれば、その辺は修正したいと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともそちらのほうをお願いしたいと思います。

また、高城避難所の上にも防災行政無線つけるというふうな話がちょっとあったような気がしたんですが、そこら辺どうなったんでしょうか。お願いいたします。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） その設置につきましては、今後実施していく予定でございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） そうなれば、こちらのほうの角度なりも調整して聞こえやすいようになると思いますので、そちらのほうもあわせてお願いしたいと思います。

日々、日本の技術革新というふうなのは本当に進化しております。ちょっと調べてみますと、ホーンアレイスピーカーというふうなのがありまして、これはもう下のほうには余り、適音で聞こえるんですが、遠くのほうにはもう2倍、3倍の距離届くというふうなものが開発されているそうです。そういうふうな研究もぜひしていただいて、適切なものが設置されることを望みます。

また、日ごろより高橋利典議員さんが再三、戸別受信機の導入というふうなのを言っております。これからも多分高橋議員さん、言うと思いますので、ぜひともその検討もしていただきたいと思っております。ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

続きまして、備品の活用についてでございます。

備蓄倉庫が建設され、多くの備蓄品が収納されていることになっていますが、備蓄品をどの段階でどのように配布し、どのような経路で届けるのか。さまざまな災害で対応できるシミュレーションを行っていますか。避難所への職員の人員配置を含めて伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 13番色川議員、13時13分、着席しております。

町長。

○町長（櫻井公一君） 備蓄品の活用等につきましても、危機管理監より答弁いたします。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 備蓄品の活用についてでございますが、避難所等への食料や毛布などの備蓄品の配布に当たりましては、避難所等を開設した際に必要に応じて行っているのが現状でございます。災害の規模や種類、避難者数によりまして備蓄品の配布も変わってくることから、限られた備蓄品を効率的に、そして全てに行き届くようにする必要があるため、各避難所の避難者数や必要物品を確認してからの配布となっております。

避難所の人員配置につきましては、避難所のさまざまな対応もあることから、原則として最低2名の職員を配置するようにしております。しかし、避難者数が増加するなど対応職員が不足する場合には、必要人員を見きわめて増員し、さらには性別等による配慮も多くあることから、女性職員も可能な限り配置するようにいたしております。また、職員が交代する際は、避難者名簿や連絡事項を引き継ぎしてからの交代となっております。さらには、自宅と環境が変わって体調を崩される方もいらっしゃいますので、保健師に各避難所を巡回させ、心身のケアも図っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回の大雨の避難者に対して、いろいろな物品が配布されたということなんですけれども、今回支給されたのが500ミリリットルのペットボトル、水ですね、それが1本とアルファ米の非常食が1つというふうな形だったと聞いております。当日、暑かったのでペットボトルの水をもう1本いただきたいというふうな要望があつて、ある議員さんが役場をお願いしたところ、それ断られたというふうなことがあつたみたいなんです、それは事実でしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） ペットボトルのほうはまず、ご自分で飲んでいただくように配布をしたと思うんですけれども、あとは地震とかでライフラインがとまったわけでもないものでして、水道水が利用できるということでそのようなお答えをしたと思います。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） そのときの判断というふうなのはどなたがされたのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） そのときには職員の判断ということになっていると思います。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） あっ、そういうふうな形ですか。職員、その場の判断というふうな形になっているわけですね。そのとき、そのところでも何人かの職員の方、ついていられたと思うんですけれども、そちらのほうの意見等というふうなのは耳に入って、それもあわせての判断というふうなことなんでしょうか。それとも、ただ状況を把握しないでの判断というふうな形になるのでしょうか。そちらのほうをお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） そうですね。お話いただきまして、ペットボトルにも備品の限りがございますので、実際、その1本をもし飲み干したのであれば、次からは水道水からの給水ということでご対応していただきたいということで、そのような回答しております。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） それは現場の情報は確認しなかったというふうなことでございますね。はい。でも、やっぱり、もうその場の対応とまた現場の対応というふうなのはちょっと違ってくるのかなと思います。ぜひとも、こういうふう何人かの職員が配置されているというふうなことでございます。実際、目でもって見たわけではございませんので、その現場の職員とちょっと連絡を密にとって、そういうふうなことをご判断されるのがいいのかなと思います。また、ただ職員というわけではなく、責任を持っている方がちゃんと判断していただけるというふうなことのほうがありがたいなと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今いろいろなご意見いただきました。判断のこととか。その辺のところは、ちょっと我々も認識していない、検証していないようなところもあるのかなというところがちょっとあります。それで、今言われたようなことを改めてちょっと確認しながら、今後今言った飲み水の本数の問題、本当にその判断に至ったかどうかもあります。もっとそこに在庫がいっぱいあったのかもしれませんが、ちょっとその辺もありますので、その辺の取り扱い、うちのほうの職員がその場で判断したのかわかりませんが、ちょっとその辺を検証しながら今後、避難所の運営の仕方と対応の仕方を改めて検証しながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回は本当にいい機会だと思います。そういうふうなのをまた振り返っ

て、反省すべき点はぜひ反省していただいて、よりよい、効率のよい備品の配布等に努めていただければと思います。

それから、震災から来年の春で5年になるわけですが、もうそろそろもらった、いろいろもらった備蓄品の中で賞味期限が切れるものが大量に発生すると思われます。それで、その活用方法というふうなのはどういうふうに考えられているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 震災のときにいろいろ支援物資いただきまして、それを一時的に今の手樽地域交流センターの体育館のほうにまず備蓄しておりました。あちらが新しく備蓄倉庫を建てるものですから、完成しておりました本郷地区の備蓄倉庫のほうに全部移動したということですね。その際に賞味期限だった水とかそういう部分はなかなか使えないということで、ちょっと処分をさせていただいたんですが、もうそろそろで賞味期限が切れそうだなというようなアルファ米、そういう部分につきましては、地区の自主防災組織ございまして、そちらの活動する際に提供してということで、ご試食いただいているというのが現状でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今年度中に、先ほども言われたとおり、切れるものがありますね。そうなってくると、それが切れた後の交換というふうな形にもなってくるのかなと思います。ある程度はまだ備蓄していかなくちゃいけないことだと思います。そこら辺はどの段階で購入して入れかえようというふうなのを考えているのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 賞味期限が切れそうな部分に関しましては、もちろん先ほど言いましたように、自主防災組織のほうに活用していただくということのできるのかなと思うんですけれども、新たな備蓄品を購入するという部分におきましては、年度計画をまず策定しまして、もうできます備蓄倉庫のほうにいろいろ配置できるように一応指示もいただいておりますので、計画を立てながら備蓄品を配備したいと思っております。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 補足になりますけれども、議員の皆さんで備蓄倉庫を見ていただいたとき、年度内で切れるようなものがありました。ですから、この辺のところは今危機管理監が言いましたように、年度年度で計画を持ってなんていう話にはならないところでもあります。そういうところもありますので、食べ物等々については賞味期限がありますので、その

辺をうまく導入できるように、何かのときになかったよということにならないように、そういう対応をしていきたいと。年次計画でもって準備していくものもあれば、期限切れでどんどん導入していかなくちゃいけないものもありますので、その辺をあわせて対応していきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ちなみに、ちょっとお聞きしたいんですけれども、この間、アルファ米が大量にありました。それで、来年の2月に切れるというふうな形になっていたんだと思います。それ以外にアルファ米、町民にある程度配る分というふうなのは備蓄されているんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 先日、施設もごらんになっていただいたと思うんですが、あそこにあるアルファ米が在庫分ということになります。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ですと、3月、何かもしあった場合というふうなのは考えられると思うんです。そのときどうなさるのかなというふうな考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 2月末で切れるということが、この間、見ていただいたということがありますので、先ほど私が年次計画を持って整備するものと、期限が切れるとすれば、それに対する対応もやっていかなくちゃいけないと。2月でたしか切れるんですね、あそこにあったものはね。ですので、切れたその後に対しても対応できるように、この分についてはしていかになくちゃいけないというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃ、それは補正か何かで上がってくるというふうな話でよろしいんですね。何かあるんですか、それ予算でとってありますか。そこら辺、お願いいたします。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 備蓄品の今年度の購入予定はございませんが、次年度以降、先ほど言いましたように、備蓄倉庫等々も完成してまいりますので、その辺の予算措置はしていきたいなとは思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） いや、だから3月にというふうな話ですよ。そこが次年度では何かあつ

たときにどうするんですかっていう話なんです。そこら辺の措置をやっぱり松島としては考えていかなくتهいけないのではないのかなという話でございます。そこら辺をちょっとお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） そのとおりですね。ですから、3月にもお話ありましたけれども、一気に大量という話にはなりませんけれども、3月ならいいのか。でも、2月で切れますので、12月、あるいは3月、その辺でいろいろな判断はさせていただきながら、ちょっとその辺は検討、検討というか、準備していかなくちゃいけないことだろうというふうには思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともそういうふうになく回るような形で、継続性を持った形で備品の管理のほう、よろしく願ひしたいと思います。本当に何か、いつ、何があるかわかりませんので、そちらのほうはどうぞよろしく願ひいたしたいと思います。

今回、大雨、チリ地震と続きまして、幸い松島町で大きな被害というふうなのは、ちょっとはありましたが、ないと言ていいのかどうかわかりませんが、ちょっとそれほど被害はありませんでした。しかし、ここで得られた教訓は大きなものがあつたと思います。ぜひとも、町民の命と財産を守るため日々努力はされていると思いますが、なお一層の努力をされることを願ひして終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員の一般質問が終わりました。

続いて、5番後藤良郎議員、登壇願ひいたします。

〔5番 後藤良郎君 登壇〕

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

それでは、町長就任、改めて祝意を申し上げます。ともにスピード感ある町政運営に当たっていただきたいと、その一言を申し上げ、質問に入らせていただきます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2点について一般質問をさせていただきます。

初めに、手樽駅の遮断機設置についてのお伺いをいたします。

本年6月29日付の河北朝刊、「声の交差点」のコーナーに本町の方が投稿された「JR手樽駅遮断機をつくって」という活字が目にとまり、一挙に記事を読ませていただきました。こう書いてありました。「JR仙石線の全線再開で沿線の住民は歓喜に沸いたようです。とこ

ろが、松島町内の手樽駅周辺の各戸にはＪＲ東日本仙台支社から今まで自由に通行してプラットホームに入っていた駅踏切（警報機、遮断機なし）の北側からの通行を禁止するとの通知が来ました。手樽駅はずっと踏切の通路から直接ホームに入っていました。それなのに事前に何の予告もなしに突然通行禁止の通知です。住民はびっくりしました。通知には、踏切の通行は大変危険なので遮断します。迂回してくださいとありました。踏切を渡ると十数歩でプラットホームなのに、迂回路だと十数分かります。迂回路は鉄橋の下を通ります。ガードレールはあるものの、細い回りくねったでこぼこ道です。そばには田んぼの配水池、排水路があります。日が暮れば怖くて、老人はもとより、通学の生徒にも危険な道です。南側のホーム入り口付近は道路と宅地が密着していて車、自転車をとめるスペース也没有。駅を利用している手樽集落の南側戸数は８戸、北側の遮断された戸数は５０戸、８６％が影響を受けます。通行禁止にしないで遮断機を設置していただけないでしょうか。高城町駅や矢本駅にあるようです。ぜひ検討していただきたいと思います」という内容であります。

私は早速現場に足を運び、確認をさせていただきました。記事のとおりでありました。そうこうしているうちに駅周辺の方から何とかしてほしいという多数の要望があり、記事の投稿者の方にお会いをいたしました。いろいろ話をしていると、あの河北の記事は文字数等の制限からカットされている部分があるようで、そこで改めて原文を見せていただきました。原文のほうがより説得力があるので、改めてこれもここで読ませていただきます。「仙石線の開通で石巻を初め沿線の各駅では住民が皆、歓喜に小躍りされていたようです。ところが、そのとき、手樽駅の周辺の各戸にはＪＲ東日本仙台支社から、今まで自由に通行していた駅踏切の北側からのプラットホーム入りの通行は禁止との通知が来ました。手樽駅は仙石線設立以来、北側と南側からホームに入っていました。踏切からは上り、下りの電車が直線路で遠望される状態です。以来無事故です。

５月３０日の仙石線開通の日に突然通行禁止の通知です。事前に何の予告なしです。住民はどきもを抜かれました。踏切の通行は大変危険なので遮断します。迂回してくださいとです。鍋のつる並みではなく、折りたたみひも並みの迂回です。踏切を渡ると十数歩でプラットホームへなのに、迂回路だと歩いて十数分の距離です。迂回路は鉄橋下があり、ガードレールはあるが田んぼの配水池、排水路があり、細い曲がりくねったでこぼこ道です。日暮れば怖くて、老人はもとより通学生も危険な道です。南側のホーム入り口付近は道路と宅地が密接していて自動車の駐車スペースはなく、もちろん自転車置き場のスペース也没有。駅を利用している手樽集落の南側戸数は８戸、北側の遮断される戸数は５０戸、８６％です。遮

断しないで遮断機を設置していただけないでしょうかです。高城町駅や矢本駅には遮断機があるようです。それ並みの願いです。設置費用が高額との声も聞きますが、人命事故防止の観点からすれば、野蒜駅の高所移転も手樽駅の遮断機設置も同格です。野蒜の経費に比べれば手樽の経費はそれほどではないとも思います」という内容でありました。

そこで、次の点について伺いをいたします。

今申し上げたこのような状況を町長はどう考えるのか、まず1点、お尋ねをいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 手樽駅についての質問でありますけれども、現在、北側からの通路が閉鎖状態になっているということで不便であるということから、通行できるようにＪＲと協議を進めているというふうに聞いております。詳細は担当課長等から説明させます。

○議長（片山正弘君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） まず、踏切という表現になってはいますが、ここはＪＲとしては踏切の扱いにはなっていないということがまず前提としてあります。駅利用者が線路を横断し、安全とは言えない状態で通行しているということについてはＪＲとしても認識はしているものの、黙認状態というのが実情でございます。保線の観点から、あの線路の下に敷石、バラストがありますけれども、ここが人の足で踏み荒らされるということについては現実的にありますので、これの保全のため、簡易な舗装もＪＲで対応しているというのが実態でございます。

今回の措置の経緯、ＪＲのほうから説明ありましたけれども、仙石線の全線開通に伴い、ダイヤも増便され、危険度が増したことから、ＪＲで通路として利用されていた入り口部分を閉鎖したいということでございます。今回の閉鎖された通路につきましては、北側、これは山側ですね、より県道側、海側までの通行が、踏切ではないんですけれども、通行は可能な状態であったということです。ただ、現在、踏切の新設につきましては、国土交通省の指導によりまして、これは法的にも位置づけられておりますけれども、厳しく制限されているという状況下でございます。この場所に警報機、遮断機の設置を行うことは、基本的に踏切道として、前提としたこういった整備はＪＲとしてはできないという事情もあります。このため、事故防止の観点から閉鎖をせざるを得ないという判断に至ったようでございます。

ＪＲからの協議につきましては、町のほうに4月末にフェンスを設置して通行閉鎖をしたいという協議がありました。町としては、このときに高城町駅のような形状で通行を確保できないかという提案をさせていただいております。何とか北側からの駅利用を継続できるよう

に要請、その時点でしておりましたが、5月30日の仙石線全線開通までに期間がない中で具体的な方策が見出せないまま現在の状況となったということでございます。今後でもできる限り早く構内通路が通行可能となるようＪＲと協議を進めていきたいと考えております。

○議長（片山正弘君） 後藤議員。

○５番（後藤良郎君） 小松課長の今お話はわかりました。それで、認識の問題だと思いますけれども、私も改めてあのルートで迂回路の部分を歩いてみましたけれども、確かに利用者にとっては、今まではああいう状態で渡っていたんだけれども、急にロープを張ったという状況がありましたけれども、その事前の説明の周知の仕方と、それからどれだけＪＲの方が、利用者の観点に立てば、そういう認識はないというものの、やっぱりそういう利便性を考えた上での、一方的なＪＲだけのお話を伺うんじゃないくて、もう少し住民、利用者に立ったような観点からもう少し町としては進めるべきではないかなと思います。確かに誰が見ても、あの状況で渡っていたというのは大変、一般的に見れば私も納得はしますけれども、ただそこは、5月30日に再開したからっていう、そういう理由づけ、大義名分で、今の話は一くくりのお話かなと思います。ですから、もう少し、実際は本当に十数歩ですね、行く部分が。あそこにあのとおりロープ張ったために本当に遠回りして、やはり十数分かかりましたね、私も。だから、そういう意味で、櫻井町長も恐らくその辺は、事情は一番わかるかと思いますが、いま一度、もう少し前面に立ってＪＲと協議をするような方向性は見出せないのか、改めてお聞きをします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 地元から出ている議員で地元のことをよくわからなくて申しわけなかったなと思うんですけれども、実は私の知ったのは6月29日の「声の交差点」で読んで、あれっということであつたことでありまして、その後、現在の状況は、ＪＲ、町、手樽行政区、手樽行政区というか、手樽区、行政区ですね、と協議して、地元及び町から通行案についてＪＲに提案をしておりまして、今現在、ＪＲの回答待ちということであります。それらについての詳細も担当のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） まず、一番事情を知っている地元住民の方々とＪＲと直接話し合いをする場を設けたいということがありまして、8月28日です。ＪＲ、町、町としては企画調整課と建設課が入っておりました。そして、手樽行政区の代表、区長さん初め代表の方、この三者で協議を行いまして、まず大前提としては、やはり踏切の設置というのは非常

に難しいと。これについては共通の認識は持ってもらいましたけれども、ただ、構内通路という呼び名で、例えば高城町駅、あそこは構内通路です。踏切ではありません。ああいった形で警報機、遮断機のついた構造をあそこに設けられないかという提案をこの会議の中でさせていただきまして、それではＪＲのほうで持ち帰り、これは検討したいということで、現在はその回答待ちの状況でございます。

○議長（片山正弘君） 後藤議員。

○５番（後藤良郎君） 構内通路ということは、やはり行き帰りするときは、その部分は遮断されるということなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 構内通路となった場合は、利用者数の多い北側からの進入ということが前提になると思います。基本的に通り抜けの形状になりますと踏切という扱いになってしまいますので、南側の方についてはちょっとご不便かけるようになるかもしれませんが、利用客数、人家数の多い北側優先ということで今、ＪＲのほうで検討を進めていただいているという状況でございます。

○議長（片山正弘君） 後藤議員。

○５番（後藤良郎君） 済みません、確認なんですが、構内通路ということは、その北側から、南側のほうは、海のほうは別にこっちに渡らなくても、南側の方は目的が違うのでそっちは多分行かないと思うんですね。やはり北側の方の、両方通れば一番いいんでしょうけれども、そういう苦肉の策というか、よくわかりませんが、その辺をもう一度説明をお願いします。

○議長（片山正弘君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 具体的な図面、計画については、ＪＲのほうで専門的な立場で今計画を進めていただいております。まだ、うちのほうには、その具体的な内容、示されておきませんので、ちょっと推測で物を言うわけにもいきませんが、基本的には踏切、要するに、もちろん車両等の横断はもともとできない場所ですけれども、それは今後ともないと。ただ、人に関して、ある程度踏切と見られないような工夫というの、ある程度要望としては出させていただいて、できれば両方から利用できるような形態でご検討いただきたいというの、要望としては出させていただいております。その結果がどうなるかというのは、ちょっとこれからになります。

○議長（片山正弘君） 後藤議員。

○５番（後藤良郎君） ぜひ、お年寄りじゃなくても、子供たちも確かに大変なので、暗くなる

と余計に、その辺、ぜひお願いしたいなど。何か、その、何か新しい形の構内踏切にかわるような今お話みたいなので、ぜひそういう俎上に上がったときにはお示しをいただきたいなと思います。ご期待を申し上げます。ぜひお願いをいたします。

それでは、2問目、お願いをいたします。

通学路の安全対策についてお尋ねをいたします。

松中前の県道から愛宕橋を渡り、国道45号線から100メートルぐらい行った左側のところに精米所ありますが、あそこの前が町道になります。あの町道を通って松高前を抜けて佐藤新聞店の前を過ぎます。そして、向山を通り、割波を経由して高城町まで行く通学路等のルートがありますけれども、あそこは夏のときは日が長いのでいいんですけども、これから、秋あたりから日も短くなり、暗くなるのが早くなるような今状況であります。中学生や高校生などが部活動を終えて帰宅する時間帯には完璧に暗くて危険な状況というのがありました。そこで次の点についてお尋ねをします。

今申し上げたそのルートで防犯灯や街灯等が設置はされていますけれども、本当に暗くて周辺が見えないという声をよく聞いておりました。この現状についてまずどう考えておられるのか、お尋ねをします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） この通学路の安全対策について後藤議員から一般質問を受けまして、担当課の職員を現場に行って確認させて、なおかつよくわからないということなので、後藤議員によく場所を確認して、もう一度行って、夜、行ってこいということで現場を確認させていただきました。

ご質問にある町管理の防犯灯については、ご指摘のとおり中高生の通学路に当たりますので、平成24年度に県の環境交付金を用いまして、ほとんどLED照明への切りかえ工事を行って以前より照度を上げているということであります。また、国道45号、中学校前の県道については、それぞれ国・県の管理でありますので、各担当部署に確認したところ、順次LED照明への切りかえを実施していくとの回答をいただいております。当町が観光地でもあり、該当箇所が交差点、通勤通学路であることから優先的にLED照明へと切りかえを実施するよう要望してまいります。

○議長（片山正弘君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） それは具体的に、実現性はどの程度なんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今ありました国道、県道ですけれども、これはそちらの関係所管のほうに一度確認をさせていただきました。そうしたら、そういうことであれば、その交差点、通学路については、国もルールは、順番はあるそうですけれども、優先的にそれは、切りかえしていないところはしていきたいという回答はいただいております。

あと、その他の、今言ったルート、町道に関するところについては、これも次の質問に入ってくるかと思えますけれども、現地のほうも確認、我々させていただきましたので、LEDにかえていく、町管理のものもかえていく、地区で担当するところもありますので、それも地区と協議しながら、補助金を使いながらやっていきたいと。全体的にはそういう感じで今おります。

○議長（片山正弘君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） 松高前なんかは、一部LED化はされていますけれども、まだ歯抜け状況なんですよ。その辺もぜひ、確認を多分されたと思う理解でしたので、ぜひご検討をお願いします。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 5番後藤議員の一般質問が終わりました。

次に、8番今野 章議員、登壇の上、質問をお願いします。

最初に、今野議員に言っておきます。時間の関係上、若干途中で休憩に入るかもしれませんので、その辺はご了承の上、質問をお願いいたします。（「はい、了解いたしました」の声あり）

〔8番 今野 章夫君 登壇〕

○8番（今野 章君） 一般質問、8番今野でございます。

通告をさせていただいております2点について、質問をさせていただきたいと思います。

初めに、子ども医療費の所得制限撤廃をということでの通告になっております。先ほど櫻井議員のほうからも同じような趣旨の質問がございまして、私に気を使っていたいて質問を若干残していただきましたので、よかったなと思っているところでございます。

そこで、先ほど来、お話ありますように、我が町、やっぱり人口減少が非常に激しいと。宮城県内でも、トップとは言いませんけれども、トップクラスの人口減少率になっているかなというふうに思っております。先ほど来、昨年度の出生数、66人だったと。大体70人前後でこの間、ずっと推移してきていますよというお話もありまして、そういう点を考えると本当にこれからの町、どうなるんだろうという思いをなさっている町民の皆さん方が多いんだろうなと。そういうところから私たち議会側としても、いろいろと町に対して要望をいたして

いるところでございますけれども、特にやっぱり子育ての支援ということが人口定住を進めていく上でも大変重要なウエートを占めているのかなということになるかと思います。そういう点で、子ども医療費の無料制度の拡大、これを図っていくということは大変いいことかなと。町長の公約ということで子ども医療費を18歳まで助成拡大するといったことを思い切って、もうことしですか、27年度4月から中学校卒業までの通院、入院ともに助成ということがなったばかりのこのやさきに、来年度からさらに助成を拡大するということでございまして、先ほどの答弁でもありましたように、もう28年の4月から助成を拡大するということでもありますので、本当に喜ばしいことだなと私は思っております。

ただ、助成を拡大するということにおきましては、この子ども医療費、所得制限がついているのかなと、こんなふうに思っております。所得制限を撤廃するということも大事なかなと。もしかすると高給取りの方々が引っ越してくる可能性もあるわけですね、そうすると。そういう点では税収にもつながっていくということもありますので、必ずしもそういう方が来たからって病気になるわけでもございせんから、そういう点ではぜひ所得制限を撤廃をしていただいて、どの子どもでも公平に医療が受けられるという状態をぜひ実現してほしいものだなと、こんなふうに思ったものでありますから、その所得制限について今現時点でどのようにお考えなのか。あるいは、もしするとなれば、どの程度の予算が必要になるというふうに見ておられるのか、その辺についてお伺いをしたいと思った次第でございます。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今、今野議員の質問に答える前に、私、9月11日に、あの大雨の中で迎えられまして、自分はこういうことになっているんだろうなという宿命を受けながら、きょう、初登庁のセレモニー、やるのか、やらないのかと、そんなことをしながら迎えた11日でありまして、その1週間後に今度は津波ということでありましたけれども、その間に各担当課と、町長、何をまず先にやりたいんだと、公約の中でということでありましたので、各担当課とお話し合いをして、ぜひこれだけはやりたいと。やるんだら早めにもう手を挙げたいということで、18歳までの医療費無料ということで取り組ませていただきました。子どもの医療費の現制度におきましては所得制限が設置されておまして、現在130人が対象外となっております。子ども医療費の無料化につきましては、平成27年4月から入院、通院を中学校卒業まで拡充しておりますが、子育て支援策の1つとして、18歳の高校卒業まで医療費の助成を拡充するとともに所得制限を撤廃し、全ての子どもが平等に医療機関を受診できるよう

にしていきたいというふうに思っております。財源等については課長より答弁いたさせます。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この所得制限分になりますが、先ほど、その所得制限を除いた分で大体500万ぐらいという回答をさせていただきました。これにつきましては、130人と、今は所得制限かかっております。これを拡大した場合は約300万ぐらいということで、全体的には800万ぐらいの額が生じるのかなというふうには考えております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） いとも簡単に撤廃をするということで、ああ、よかったなと本当に思います。私は、トップに立つ人はそういう決断がやっぱり大事なんだろうなというふうに思います。ぜひこれを実現していただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

それで、続きまして、その後に書いてありますように、子どもたちの父兄さん方、やっぱり大きい関心事は病院ですね。医療機関が町内にあるのかどうかと。この間も何度かこの問題では聞いてきているわけではありますが、非常に町内の医療の供給体制に不安を持っているということなんだというふうに思います。そういう点では、今ご答弁いただいた子ども医療費の助成の拡大とともに町内における診療科目、眼科、耳鼻科等々、あるいは小児科はあるんですが、いわゆる夜間の対応の問題含めて、その辺はどうなのかということもありますので、そういった診療科目の充実を開いていくということが大変重要だと思います。

ただ、これはなかなか難しい問題だとは思うんです。そこで私がお聞きしたいのは、まず町内の医師会があるわけですね。こことそういう問題についてぜひ意見交換もしていただきたいなと。そこがまず最初のスタートではないかと思うので、診療科目をふやす、そういう展望を開いていくための町内のお医者さん方との話し合いの機会、こういうものをぜひ持っていて、町内の医療体制の展望を開いていただきたいと思うんですが、その辺についてどう考えておられるか、お願いをしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 答弁書の内容とちょっと違うので、これだけ考えなくてはならない。正直申して、この間、いつでしたっけか、つい最近の日曜日だったですか、医療生協のお祭りがありまして、そちらのほうに伺いまして、ちょっと早目に行きましたものですから。向こうのトップの方々、それから前のトップの方、名前は申し上げませんが、そんな話をして、実は今野さんからこういう質問が出てきているんだけど、病院の先生方の対応についてはどうなのかなという雑談をさせていただきました。それで、内科については、これ

は1人ふえるんだと。小野寺病院で1人ふやすよという話はしているんだという話を聞きながらお祭りを楽しんできましたけれども、今、今野議員から言われましたように、松島町内にある病院の先生方とはぜひ、そういう意見の場を持ちたいなど。この間は歯科医の先生方が私のところに訪ねてこられまして、歯科に関することに関しましてもしいろいろお聞きしましたので、科を超えて町内の先生方といろいろな話をしていきたいなというふうに思っています。

それから、自分がこういうことで選挙活動をやっていたときに、いろいろそういう眼科が欲しい、耳鼻科が欲しい、どうのこうのという話は多々聞いていますけれども、じゃ、わかりましたと、あしたからすぐやりますというふうにはなかなかいきませんが、それらについても話し合いを通じて少しでも打開策を見出していければなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） まず、話し合いをするという、そののところをつくっていただくということがうんと私は大事なところだと思うんです。現状、何院所かあるわけですから。そこを無視して病院つくれとか、そんなことを言っても始まりませんから、町内のお医者さん方としっかりと意見交換をしていただきながら、診療科目をふやすという努力をぜひしていただきたいということだけをお願いをしておきたいと思います。

次にいきます。

○議長（片山正弘君） 今野議員、次に入る前に、ここで時間がちょっと調整がありますので、2時10分まで休憩したいと思います。よろしくお願いいたします。（「はい」の声あり）

午後1時55分 休 憩

午後2時10分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

今野議員、質問を続けてください。

○8番（今野 章君） それでは、2点目の質問でございますが、高過ぎる国民健康保険税の引き下げをということで質問させていただくわけであります。

先ほど、国保会計の決算認定でも申し上げましたとおり、本町の国保加入者の状況は、加入世帯、2,395世帯、26年度決算で。そのうちの55%が法定減免を受けなければならない世帯で構成されていると。そして、加入世帯の6割近くが所得100万円以下だという状況であります。

さらに、加入者の年齢構成では、60歳以上の方々が55%以上であると。これは町のほうから出していただいた資料を見ますとわかるわけでありましたが、そういう状況になっているということでもあります。年金削減など社会保障の削減が続いていくという中で国保会計の累積滞納額、これは1,860万円余りの不納欠損処理を行った上で1億7,800万円を超える滞納というふうになっているわけでありまして。こういう状況のもとで最近の食料品を初めとする生活物資などの物価高で、こういうものが続く中で、町内を歩いておりまして改めて税の負担が大変なんだよねっていう話をお聞きするわけでありまして。私は、そういう点で何とかこの国保税だけでも引き下げができないものかなと思っているところであります。

出していただいた資料で見ますと、国民健康保険と他の健康保険との保険料のモデルケースの試算、これ出していただいているわけですが、国保と組合健康保険、共済組合健康保険のモデルケースで比較した場合に、組合保険よりも国保のほうは1.7倍の負担を加入者がしていると。共済との比較でいうと1.9倍の保険料負担をしていると。こういうふうになるわけで、国民健康保険の加入者の負担というのは非常に重いというふうになるのではないかと思うわけでありまして。今では収入の低い高齢者を中心とする国保加入者が他の保険の2倍近い負担を求められているわけですから、当然国保税の負担が大変だというふうな声が上がってくるのは当たり前だというふうに思うわけでありまして。

そこで、まず最初にお伺いするわけでありまして、国保税の所得階層別の税負担状況や滞納状況、あるいは加入者の年齢構成、他の保険との保険料の比較等をごらんになっていただいて、町長は今の国保の状況、あり方というものについてどのような感想なり、認識なりをお持ちになったのかということをお伺いをしたいということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 国保税の所得階層別の税負担状況、滞納状況、また国保加入者の年齢構成や他の健保との保険料の比較等について、まず資料を出しておりますので、それらの資料を担当課長のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） それでは、資料について説明をさせていただきます。

1枚目は国保税の所得金額、課税額、そして滞納額の内容でございます。所得額につきましては記載のとおりでございまして、課税額につきましては2,374世帯の国保世帯を所得階層別世帯ごとに分類いたしました。この表から見ますと、200万以下の所得の世帯、全世帯の8割

を占めているという内容になっています。滞納額につきましては、所得金額のない世帯がおおむね約4割を占めているというふうな状況です。

2枚目の年齢構成におきましては、全被保険者4,124人になっておりますが、64歳以上の被保険者数は約56%を占めている状況です。

次に、国保と他の健康保険との保険料の比較につきましては、モデルケース世帯のケースで比較させていただいております。この表の合計を見ていただきますと、3万966円、3万4,620円、共済においては3万2,715円となっておりますが、今、今野議員さんからも指摘ありましたように、国保は安い保険額と、実際は安いんですが、本人負担となれば、その負担を考えれば国保のほうは大きくなっているというふうな、この資料から見ることができます。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 資料を見て今野議員さんから町長の見解ということでありますけれども、国民健康保険の構造的な問題、つまり高齢者が多いために医療費の支出が高く、また低所得者が多いために財政が安定しないという問題が国民健康保険にはあります。所得が低いのに社会保険のように企業が負担する保険料もないため、1人当たりの保険料負担は社会保険加入者より重くなっていると思います。このためか、滞納世帯は町民税や固定資産税などと比較しても、その割合は高くなっている状況であります。このことは松島町のみならず、多くの自治体に共通しているものであります。この国保の構造的な問題の解決に向け、国は平成30年度から、これまで市町村ごとにばらばらだった財源を県で1つにまとめれば、その中で財政調整も可能となり、市町村ごとにばらつきがあった保険料も県が市町村ごとに標準的な保険料を設定し、それらを踏まえて最終的に市町村が決定する仕組みになるようであります。しかし、現時点では具体的なものは国から示されておらず、強い不安を感じておりますが、国保税の引き下げにつながるような改革になればと期待もしております。

このような中、本町の税負担のあり方についてであります。国民健康保険会計は保険給付に要する経費等の歳出額を賄う歳入額について、国から交付される国庫支出金と国民健康保険税の二大財源として運営されているものであります。このため経営主体が市町村に存在する平成29年度までの間は市町村間での保険料のばらつきは存在するものの、その市町村の歳出額がどのようになるかで税負担のあり方を判断すべきであり、本町1人当たりの医療費は県内で高いほうであります。1人当たりの国保税の負担額は低いほうとなっている現状においても赤字が発生していないことから、運営上は好ましい状態であるというものと考えております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） いろいろとお話をいただきました。そこで、国保の問題については、これから3年後、県の広域化という問題が出てくるだろうというお話もいただきました。それまでは市町村国保ということで、それぞれの自治体で運営をするということになるわけであります。

私は、多分広域化になっても保険料が安くなるということはまず考えられないだろうと。現状のままで財源が県で一本でやるということになれば、確かに各市町村間の保険料の平準化というのは進むかもしれませんが、だからといって加入者の保険料が下がるという効果にまでは至らないだろうというふうに思います。そういう点では、後でも申し上げますけれども、やっぱり国の負担、ここをいかに大きくしていくのかということ以外には基本的には加入者も、あるいは保険者である市町村も痛みを伴わないで保険料を下げることにはならないと思うんですね。そういう点で、広域化自体に期待をするというふうにはなかなかないと思います。そういう点で、後でお聞きしますけれども、広域化というものになかなか期待は持てないだろうなというふうに思っています。

それで、今現状、保険料、国保税、先ほどお話し申し上げましたように、1億7,800万を超える滞納があると。あるいは、毎年度と言ってしまうとあれですけれども、1,000万から2,000万、こういった不納欠損が行われてきているわけですね。このまま赤字でもないし、医療費は高いけれども1人当たりの医療費は低いほうだというお話ありました。そういう中で、じゃこれ以降、滞納がじゃ減るのかと、不納欠損はしなくてもいいような状態になっていくのかということになれば、決してそうではないと思うんですね。やっぱり今後も滞納をする人たちはずっと同じように多分出てくるだろうと思います。ですから、滞納も、徴収率を上げるということはあるから、若干の徴収率が上がって、若干の滞納が減るということはあるかもしれないけれども、滞納がゼロになっていくということは、ほぼ見込めないというふうに思うんです。そういう点では、どうやったらやっぱり保険料を引き下げられるのかということを考える必要があるんじゃないかと思うんですね。まず、その辺含めて、町長は国保の保険料そのものは重いやっぱり税だというふうに思っておられるかどうかというところをまたお聞きをしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 例えば財政調整基金を取り崩して保険者制度のほうに一般会計から繰り入れてはどうかと、それで引き下げたらいいのではないかということかと思うんですが、財

政調整基金の取り崩しは、一般会計からの繰り入れによる国保税の引き下げにつきましては、国保財政の特色としまでも収入が不足するからといって保険給付費等の支出を抑制することはできないもので、支出に応じて歳入を確保しなければならないものであり、予算編成を初めとして高額な医療費の発生等、偶然の要因に基づく保険財政の変動にも備えなければならないものでもあります。

また、先ほど申し上げましたが、平成30年度から実施される国保改革において、県の責任で運営することになりますが、市町村が県に納める納付金は各市町村の所得や医療水準に基づくものとされておりまして、ここに来て今なお不透明ではありますが、本町1人当たりの医療費は県内で高いほうであります、1人当たりの国保税の負担の額は低いほうとなっている現状を勘案した場合、強い不安を抱かざるを得ません。ただ、一般会計からの繰り入れにつきましても、国保会計に赤字が生じた場合は一般会計の繰り入れを行うこととなりますが、現時点ではそのようなことは想定されず、これにつきましては以前からの町の見解を踏襲するものであります。また、他方において医療費抑制を図るべき対策として、保健事業などの実施についても検討をしているところであります。このようなことから、現時点での国保税の引き下げを申し上げることは時期尚早であると考えます。今後、国保改革の中身が明確になって医療費抑制事業の内容が明確になった段階において国保財政を見直しながらに検討にしたいというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 2問目、3問目のところまで答弁をいただいてしまったのかなと。その答弁はそれでいいんです、それはそれなんです、まず現状、国保税が今お話ししたような形で負担を皆さんされているわけですね。いただいた資料を見ましても、課長の答弁のように所得200万円以下の人が8割を占めていますよと。所得がゼロという人たちだけ見ても29.1%ですね。約3分の1の方々が所得ゼロでも保険税を払わなくてはならないという状況に置かれているわけですから、非常に私は税金のあり方としては重いものだと、あるいは加入されている皆さんの能力以上のやっばり負担を求めているものだと思うんですが、その辺について町長の認識を聞きたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 個人的な認識というんですか、町長の立場での認識というんですか、わかりませんが、私も今度、別な保険のほうに入るかもしれませんが、一般的に

企業の場合は会社が、極端なことを言うと2分の1負担していますから、その会社にいるときはその会社が半分だということであんまり重く受けとめない。ただ、一方、例えば私も含めて国保に入っている場合は、年に十何万とか、こういったことでありますので、結構これ高いなということは思っております。だからといって、低所得者だからゼロでいいとか、そういったことじゃなくて、やはりある一定の金額は納めるのが筋なんだろうと。そうでないと、これを保険制度、皆保険制度っていうんですか、それで始まった保険だと思いますから、その趣旨にのっとってやっぱりやっていくのが筋なのかなというふうに思っております。

ただ、この間、ここまで言っていていいかどうかはわかりませんが、10月の2日の日に22町村の首長さんの会議がありました。これのときに、私初めて参加させていただきましたけれども、ことし、来年度に向けて国・県に要望する要望事項の中にこの問題が入っておりまして、これらが30年度になった場合に急にどこかの町が負担を強く強いられるようなことにならないようにやっていこうというのが筋のようでありますから、それはそれで今後、そういったものをよく理解して、なおかつ宮黒町村会のほうで、何か知りませんが、松島は国保のほうに行けということでもありますから、大郷の町長と2人で国保会計のほうに、年に数回会議があるそうではありますが、そういったところに行って、それらを把握しながら、いい方向に行けるよう努力していきたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 個人的にはちょっと重いかんと思っていますという答弁だったのかなと思ってお聞きをしたところではありますが、立場からいけば何とも会計を運用しなければならぬということ、そんなに簡単な話ではないよということだったのかなと思いますが、2点目のほうに入りますが、町の26年度末での財政調整基金の残高2億3,793万円余りということになっております。そこで、先ほど、もう既に答弁があったようなものでありますけれども、この基金の取り崩し、あるいは一般会計の繰り入れというような問題も含めて、この加入者の負担を私はやっぱり考えてみる必要があるんじゃないかと思うわけです。1人当たりこの基金を割り算をいたしますと5万7,695円になると。世帯当たりだと9万9,346円になるという金額ですよ。

前もお話ししているんですが、厚生労働省が随分昔に出した通知では、基金積み立てについては給付費の5%程度と、相当ということが1つの基準ですよということを言っているわけですね。宮城県あたりの担当になると10%にしろとか、あとはその市町村は人口規模が小さいんだから15%にしろとか、こういうこともありますけれども、厚生労働省の示し

ているのは基準5%なんですね、給付費の。そうしますと、大体幾らぐらいになるかという
と、24、25、26の給付費の3年間の平均は13億128万5,000円ぐらいだと。この5%ですから
6,506万4,000円ぐらいと、こんな程度になるんですね。そうすると、今の基金というのは2
億4,000万円近くありますから4倍近く、3.数倍の基金積み立てと。厚生労働省の基準の3.数
倍の積み立てがあるということになるわけです。

ただ、町長答弁の中にもありましたように、緊急事態が発生して急に費用が入り用になった
ということを想定したときには、そんなもんじゃ足りないでしょうと。だから、もっともっ
と積み立てたいと思うのが人の心といえ人々の心なのでありますが、そうやって保険料とは
いえども、やっぱり加入者が積み立ててきている内容でありますから、どこまでも積み立て
ていいという性格のものでは私はないと思います。そういう点で、厚生労働省の基準も1つ
勘案しながら、余分にある基金についてはしっかり加入者にお返しをするという考え方があ
ってもいいのではないかと。全部お返しをなさいとは言いません。1世帯当たりで約10万
円の基金積み立てになっているわけですから、これの3分の1をお返ししただけでも3万ぐ
らいの1世帯当たり平均でお返しができるということにもなるわけですね、単純に言えばで
すよ。そこでお聞きするんですが、町としてはこの基金積み立て、どの程度までならいいと、
このぐらいあったらいいんだという何か積み立て基準のようなものは持っているのかどうか。
その辺についてお伺いをしたいと思います。（「若干答弁していいですか」の声あり）

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今の基金の保有というもので国保会計のその運用についてなん
ですが、基金の5%、厚労省、国基準ではそう言われているところではございます。先ほど
県基準といたしまして15%ほどというもので、15%を勘案いたしますと2億4,000万円という
ふうなことになります。そういう中で2億何千万と今基金の残高保有というところで、最低
の6,000万規模の国基準でいけば6,000万円の規模の話で今なっているわけですが、
私ども国保会計運営を、会計を預かっている以上、一概に、保険税を下げて還元するという
ことは大変好ましいことだとは思っておりますが、ただし、先ほど町長から申し上げました
とおり不慮の、不慮のというか、そういった突然の医療費が、この医療費は水ものでござい
まして、この近年は大体1億程度で毎月推移はしているところなんです、これが例えば月
に1億、2億と超えた場合に、そういった……、あります、実際。1件レセプト1,000万円と
いう人間も出てくるときもあります。そういった突然の医療費が高額になる場合もあります
ので、そういったところにはある程度の基金を有した形で、私どもは、この国保会計といた

しましては、国保会計の中でその運用をしていきたいというのが考えでございます。基金なければ当然一般会計からお願いしなくちゃいけないですし、その一般会計を入れることによって町民の理解が得られるかというののもちょっと心配な点があります。そういった点、あと先ほども申し上げました、30年の県の広域化においての各市町村の税負担の割合がどのようになるか、ここもちょっと心配な点がありまして、ある程度は基金を保有した中で、広域化のそのところまで私たちは維持をしていきたいというふうなことを考えているところでございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 高額医療費や何かが確かに発生した場合にどうするんだということはあるんだろうなとは思いますが。ただ、そういう事態が発生して財政的に詰まっていけば、それはそれで安定化基金の制度もありますよね。そこはそこでちゃんと補填するような仕組みにこの国保財政はなっているわけですから、そういうものもあるし、それから去年から、いわゆる低所得者対策ということでの対策分の支援の拡充が来ているわけでしょう。そうすると国保財政は少なくとも、これまでよりは安定した運営が可能になっているはずなんです。そうすると、そういう部分も含めて保険税の低減を進め得る可能性が私は広がっているだろうと。15%、15%が2億4,000万円ですか。私が計算したときは2億4,000万だと18%になるんですね。3%多いなと思って聞いたんですけども。そういうことなんですよ。ですから、15%と言っているのは県なのね。厚労省は5%なんです。だから、どこがいいかっていうのは、ある意味、その自治体の判断に任されているわけで、5%も持っていない自治体っていうのはかなりの数あるんですよ。それでもちゃんと国保を運営しているんですね。

ですから、全部なくせとは私は言っているのではなくて、やっぱり滞納がこうやってふえ続けていく、そういう状態を解消するためには結局は保険料を下げる以外にないのではないかと、重税のこの保険税、国保税、これを下げる以外にないんじゃないかと思うので、この基金の活用を考えるべきだというふうに思いますし、それから加入者と事業所という関係になりますよね。組合健保とか共済保険とか、こういうふうな関係になっています。国保の場合は、じゃどうなのかということになれば、国保のほうの場合は、本来は加入者と自治体なわけですよね、保険者は。ですから、保険者はそういう意味ではもっと責任を果たすということもあり得るんです。ですから、私は一般会計からの繰り入れと、いわゆる法定的な事務の費用だけでなく、それ以外の繰り入れということも考えてしかるべきではないかと思うので、こうやって質問をさせていただいているところでありますが、残念ながら、先ほど来引

き下げの考えはないということを町長からやんわりと言われ続けておりますので、これ以上聞いてもきょうはしようがないかなと思いますので、最後に、国のやっぱり責任の問題ですね。

さっきも言いましたけれども、討論の中でも言ったんですが、今ほど国の財政規模が大きくなかった時代、今ほど経済力がなかった時代、その時代でも、もちろん人口構成の問題はありますけれども、高齢者、老人の医療費というのは無料だった時代というのがあったわけですね。しかし、これが今から30年ぐらい前に一部有料化ということで始まって、そして国保法が改悪をされて、そしてどんどん国保会計に対する国の負担割合というのが引き下げられてきたわけです。この国保法の改正の前は総医療費に対して国は50%予算をとっていたんですね。会計でいえば45%です。その国保会計に対する責任としては45%ですけれども、この45%を38.5にまず下げたわけですね。1984年でしたか。この改悪をやっているわけですね。そうしまして、国保はそこからどんどん税金を上げざるを得ないということになったわけで、国がやっぱり社会保障っていうか、国保会計に対する責任を、ある意味、投げ捨てたということが今のこの状態をつくり出しているわけですから、国の責任というのはやっぱりもとに戻していくということが大事だと思います。

平成26年度の決算だと国の負担割合は、23.43%まで会計に占める割合は下がっているわけですね。ですから、30年前に38.5に下げたと言いましたけれども、それどころじゃない、23.何%。震災前は22%ぐらいまでなったときがあるかと思うんですが、そういう状態になっているわけで、ここのところがもっと率として入ってこなければ、これはどこまで行っても加入者負担ということにならざるを得ないんですね。そういう点で、私は国の負担割合というのをもとに戻すという作業、ここが国保会計の運営を決めていく鍵だと思います。

先ほどから県の広域化という話が出ていますけれども、これをやっても結局国からお金が入らなければ保険者と加入者で運営しなさいという話ですから、ほとんど今と変わらない状態が続いていくと。医療費が余計かかりましたよということになれば、当然それは国保税にはね返ってくるということになるわけですから、そういう点で国がもっともっと責任を果たすという姿勢が大事だと思います。この間も何度もそういう点で行政のトップとして国にその負担割合を見なおせということを求めるべきだということを言ってきたわけでありましたが、いつの時代の町長でもそのとおりであると、ぜひ求めたいと言ってきたような気がするんですが、どれだけ本気になって取り組んだのかなという思いが私の中にはあります。そこで、櫻井町長には、ぜひこの点について本気になってこの国保の問題、今度は国保関係のほうの

町長さんたちの、何ですかね、勉強会なんですか、わかりませんけれども、そういうものにも参加をされるということのようでございますので、この国保の問題というものについてぜひ関心も持っていただきながら、国にも働きかけていただきたいというふうに思うんですが、このことを最後に質問して終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、平成30年から始まる国保改革、これらについては事務方に聞きますと、年があけるとすぐこれらの事務方の会議が入ってくるということでありますから、その内容等を聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

また、宮城県の市町村長会では国保負担が下がるように、これからも国に要望していくということでありますので、今までの町長さんが歴代どうだったかという話しされると私もつらいでありますけれども、今回は1つは、30年というところに1つのターゲットがあるんだということがあります。ですから、それらに向けてこの22町村、それから市、15でしたっけか、それら全体が、宮城県の中で全体で市町村長会が国に強く要望していくということでありますので、私としてもその30年の改革に向けて、よその首長さんと歩調を合わせて強く臨んでいきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いしたい。

それから、きのう新しく安倍内閣がまたできたようでありますけれども、内容はよく読んでいません、はっきり申しまして。タイトルだけ読みました。強い経済と子育て支援、それから社会保障と3本、何かこう挙げたようでありますけれども、その中にどういったものが含まれるかはまだ把握していませんが、それらの精査しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 何ですかね、町長にぜひ県の広域化になる前にやっぱり国の負担をもっとしてもらいたいという話し合いを首長さんの中でもよくしていただいて、ぜひそういったことを実現をしていただきたいと思うわけですが、残念ながら26年の4月から消費税導入された。29年からはまた消費税のアップだ。これはもう社会保障に全部充てるんだと言っているんだけど、社会保障費の削減が続くんですね。誰も社会保障がよくなっているという実感がないという状態ですね。これはまさにアベノミクスじゃなくてアベノマジックなんですね。だましの手口というふうに私は思うんですね。先ほどGDP600兆円、1億総活躍、それから子ども・子育て支援と3つの柱だと言いましたけれども、安倍さんが

言ったときは大体その真逆のことを考えていますよと言ったほうがいいのかと。だって、安保法制、積極的平和主義、積極的に戦争主義だよね、あれは。安保法制じゃなくて、平和じゃなくて、戦争法と。全く逆に読んだほうがわかりやすい内閣、こういうことだと私は思っています。

そこまで極端に考えていただかなくても結構ですけども、やっぱり時の、今の政府というのは社会保障、社会保障、あるいは子育て支援、子育て支援て言いますけれども、討論の中でも言いましたけれども、生活保護費の生活扶助費を削っていく、そこは最終的にどこに大きくあらわれたかということ、子供さんたちを持っている世代のところに負担減が大きくあらわれているんですね。子育て支援言いながら、結果はそこに来ているということになっていますので、ぜひそういったところも見えていただきながら、今後の国保運営にぜひ力を入れていただいて、できれば国保税引き下げに結びついていけるような成果を町長が持ってきていただければと、このように期待して質問を終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（片山正弘君） 今野議員の一般質問が終わりました。

続いて、10番色川晴夫議員、登壇の上、お願いいたします。

色川議員に言っておきます。質問の途中で時間の調整上、休憩を挟むかもしれませんので、その辺をご了承いただきたいと思います。（「はい」の声あり）

〔10番 色川晴夫君 登壇〕

○10番（色川晴夫君） よろしくお申し上げます。きょう最後の一般質問になります。

今回、2問ということでありまして、新しく櫻井新町長が誕生したということで、その新町長に伺う。今後のまちづくりをどう進めるのかということをもって質問させていただきたいと思います。

要旨にも、議員生活17年8カ月、議長として約6年、満を持して町長選挙に出馬し、見事当選されたと。大変おめでとうというふうに申し上げたいと思います。

私と町長は同じ、同期というんですか、町会議員では。片や町長、片や副議長と。もう片は何もないというようなことでございまして、本当に慶賀の至りでございまして、よろしくどうぞお願いを申し、頑張ってくださいと思います。

東日本大震災から4年7カ月を迎えようとしております。復興事業が進んでおります。町は、皆さん、今言われるように、少子高齢化の波にさらされ、まさに人口減が続き、そのほか多くの諸問題が抱えられるこの松島町であります。櫻井町長は選挙公約のタイトルとして、これですね、私はこの広報から抜き出して質問するわけでございますが、震災復興の今だから

こそ財政の立て直しと松島の将来を担う子育て支援が必要であります。皆さんとともに歩むまちづくりというものを掲げ、さらに元気と行動力で活力あるまちづくりを目指して5つの公約を挙げました。そして、町民に訴えられたのであります。そこで、初の定例議会の所信表明とあわせて5つの公約を挙げられた。今後4年間、櫻井町政のもとで松島丸が進むわけです。そういうことで、今後どう取り組まれるのか。そのことについて伺いたいと思います。

これ、所信表明の中から言われていることをちょっと若干質問してまいりたいと思いますので、町長、よろしいでしょうか。

まず、今までは復興と、それから「創造」という言葉が入っていたわけですよ。今回は「創生」という言葉になったんですね。創造から今回は創生というようなことになったわけですが、この言葉に違いというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、今定例会においていろいろ貴重な時間をいただいて町政運営に対する所信を申し述べるができる時間を設けさせていただきましたことに感謝申し上げます。

また、5つの公約を掲げましたけれども、この創造と創生ということで冒頭から来ましたので、まずそれらについては、県のほうの復興から、宮城県のほうで平成28年度から新たな5年間は復興・創生期間にするということでありました。そういうことで、その事業規模を今度見込んでトータル的に32兆円ですか、が進んでいくよということで言葉が変わったようでありますので、それがどうしてかと言われると困るんでありますが、県のほうがそういうふうに出てきたということでもあります。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 広辞苑なんか見ますと、これどっちも同じような意味なんですよ。どちらも新しいものをつくるということなんですね。ただ、この最初の創造というんですかね、これはやっぱり、あの震災後、何もなくなったこの状況の中で何かをやっぱり立ち上げていかなきゃない、物をつくってもっと復興しなきゃない、復元していかなきゃない、この物をつくるということでしんにゅうへんのやつがあると思っている。今度は、今度新しくこの32年までの復興事業の中での創生というのが、それをまた生かしながら、またさらにそれを飛躍して新しいものをつくっていくのかなと私なりにこれ考えた、間違っているかもしれませんが、そういう意味の中で今後、恐らく町長もそういう思いの中で今後、このいろいろなものがつくられた。いろいろなもの。それをいかに生かして、それを財政含めながら、考えなが

らいかにこれから4年間、かじ取りするかということを含めまして、改めてこの所信表明の中身を、恐らく私の質問出して答えるということになると思うので、まずそこから聞かせていただきたいと思います。じゃ、私が、では1つ1つ……

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 前に質問いただいていたので、じゃ、その5点について申し上げますけれども、その前に私が使った創造というのは、震災からだけの復興だけじゃなくて、松島町としてこれから新たなものをつくり出していこうよと、みんなで、ということで使った創造でありまして、ある大学の方からいただいた言葉で、これを励みにしてやったらどうだということでご教授賜って使わせていただいたということでもあります。

まず、5つの公約をじゃどう取り込んでいくのかということでもありますけれども、1つ目は「震災からの復興の加速化」でありますけれども、震災から4年6カ月が経過しまして、その間、災害公営住宅が完成し、被災者の住宅再建が進みました。また、防潮堤や河川の護岸工事を初め、漁港施設等の復旧・復興関連工事、漁業集落のかさ上げ工事、下水道工事が着工し、復旧・復興事業の進捗が本格化してまいりました。今後は、避難場所や避難施設、避難道路につきましても順次着工・完成するなど、事業の完了の見通しが立ちつつありますが、真に復興を果たしたと言えるのは、町民の皆様や松島を訪れた方々が本町に魅力と豊かさ、そして安全と安心を実感したときでありますので、これまで以上に復興庁を初めとする国や宮城県、各関係機関、団体ときめ細かに連携しながら復旧・復興事業の推進に全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、2つ目に挙げた「子育て環境と教育環境の充実」であります。

本町の人口は昭和62年をピークに減少に転じていますけれども、現在は1万4,000人台まで減少して、年間の出生者数も70人未満と、持続可能なまちづくりへの喫緊の課題となっております。

この課題に対応すべく、子育て環境と教育環境の充実につきましては、子ども・子育て支援事業計画と教育振興基本計画を基本として取り組んでまいりますが、現在策定中の次期長期総合計画と地方創生総合戦略に位置づけ、財政支援制度を最大限生かし、これらの施策のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。まずは、子育てに伴う経済的な負担の軽減と定住促進施策の一環として、現在15歳までとなっている子ども医療費助成を対象年齢の18歳までの拡充を実施してまいると。

次、3点目に「企業誘致で地域産業の活性化」でありますけれども、活力あるまちづくりを

推進し、町民生活を豊かで実りのあるものにするためには、地域経済を牽引する産業拠点の形成を図り、町民の皆様が働ける雇用の場を創出することが重要であります。本町は三陸自動車道の高速交通体系や恵まれた鉄道、幹線道路網のほか、世界に誇れる観光資源があるなど、他の自治体にはない潜在力があることから、それらを生かすためにもトップセールスによる企業へのPRを一層強化し、企業の受け皿となる拠点の確保と関連道路網の整備に最大限努めてまいりる考えであります。さらに、東北放射光施設の誘致につきましても、宮城県を初め関係各機関と連携を密にしながら、松島町の優位性と熱意を伝え、誘致実現に向けた取り組み推進してまいります。

4つ目に「観光事業での活性化」でありますけれども、本町は日本三景松島に代表される恵まれた自然や歴史的な文化財を生かし、古来より観光地として発展してまいりました。近年、団塊の世代等の旅行者や仲間、個人旅行の増加、体験型・テーマ型観光の増加、観光客の行動範囲の拡大など、観光を取り巻く状況が変化していることを踏まえ、松島“湾”ダーランド構想を初めとする広域エリアでの観光施策を充実させ、国内外からの観光客の誘客に努め、地域経済の活性化を図ってまいります。また、観光の視点を念頭に置きながら、農林水産業、商工業など多用な産業と観光との連携を強化し、より大きな効果を発現させることにより地域産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

なお、水族館跡地につきましては、県内の観光産業の復興と振興を図るためにも公園管理者である宮城県との協議を進め、集客機能を備えた観光拠点施設の整備実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、「定住する魅力あるまちづくり」でありますけれども、震災以降、被災自治体からの転入者もあって一時的に人口の減少率が緩やかにはなりましたが、今後においては人口の減少が懸念されるところであります。子育て環境と教育環境の充実でも述べましたが、人口の減少は町の喫緊の課題であり、次期長期総合計画や地方創生総合戦略において人口減少に対する施策のさらなる充実を図ってまいりたいと考えており、実現可能なものからスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

また、若い世代の方々を初め、松島の定住の地として選択していただくためにも、ソフト施策とあわせて、その受け皿となる住環境の整備が重要であり、幹線道路沿道や鉄道駅周辺など利便性の高い地域への住居系及び商業系の土地利用を図るとともに、既存集落への新規住民の定着が可能となるよう都市計画制度の活用を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ありがとうございます。ちょっと1つ1つの質問すればよかったんですけども、全部。

じゃ、1つ目から、震災からの復興、この加速化というのは、もうこの4年6カ月、もう本当に毎議会、毎議会、このように進んでいるわけでありまして、今後32年まで、28年度から32年までが最後の仕上げっていうんですか、もう今年度と来年度でその工事費がどんどん入って行くと。そういう中で復興・創生と、生まれるというような事業がスタートするということなんですけれども、今こうやって職員がもう足りなくて、技術系職員が今、建設課のほうにたくさんお手伝いしていただいておりますね。国のほうでは、やっぱり予算化ということで、あと何年間か予算化していると思うんですけれども、当然、もうあと1～2年では済まないわけですね。そういうことで、あと何年ぐらいの、32年までの予算化されているのか、そうでないのか。その前に松島町がこの仕事が終わったと、今計画されている復興事業が完成したよと、終わったよと、その時点でもってお手伝いしていた派遣職員の皆さん、ご苦労さんというふうになるのか。それ以上もいていただきたいというふうになるのか。その辺の今のお考えはどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副長（熊谷清一君） まず、派遣職員の今のお話、復興は先ほど言いましたように、また5年間という話ありますけれども、今派遣で来ていただいている市で、あといろいろお話をして、毎年毎年お話をして、お願いをしています。そのお願いする時期が大体8月ごろにお願いします。というのは、その市町村の新規採用であったり等々がありますので、派遣となると長期にわたるということで、早い時期にやって、大体年末ごろにはその方向性が、そのお願いした市とかで出てくると。まず、8月ごろお願いして、大体11月ごろにその確認のお願いをします。というふうな大体流れになって今まで参りました。ことし、来年度、28年度も同じ働きをさせていただいております。

ただ、今度はもう4年、5年、6年というふうになってきました。町としては継続して終わるまで、今のちょっと状況を見ると、まだまだ4～5年はかかるだろうと思っておりますが、各自治体にお話をしていると、今まではどっちかという、はい、わかりました、協力したいねというお話ありましたけれども、今は逆に、いつまでかかるとか、どこまで進捗しているんだと、極端なところだと、私の町も厳しいんだみたいな、みんな職員の削減入っていますので、そういうことがありまして厳しい声を直接私の耳で聞いております。それであっ

でも町としての今の状況、進捗状況を皆ファクスとかメールで送ったりして、こんな状況なんで何とかお願いしますというやり方して、気持ちとしては、今は皆7つぐらいお願いしていますけれども、最後の1つになっても、どこまでもお願いしていききたいと。終わるまでお願いしたいと。ただ、市町村としては、受け入れ側は厳しい対応になってきているという状況であります。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういう相手の派遣先の自治体から言われれば、そうかもしれませんね。少ない人数で、地方創生から始まって、どんどん職員減らせという状況の中で貴重な戦力を出すんですから。そして、もう4年過ぎ、5年過ぎ、6年過ぎたら、いつまでだと。それ言われるのは当然かもしれませんけれども、そういうことを含めながら派遣先の自治体のほうに本当に頭を下げながら、町長ももうお願いをしながら、その辺でよろしくお願いしたいなと。送られて来る方もそれなりの覚悟で皆さんおいでいただいているわけですので、こういうことでこの何年間、早い人は半年、1年というふうに町のお手伝いしていただいているわけですので、その後の交流も含めながら、松島のよさをちゃんとしていただければありがたいかなと思いますので、やはり派遣の人たちの皆さんに、何ですか、心からそういういろいろな援助、励まし、そういうことをよろしくお願いしたいなと思っております。

それから、2番目の子育ての環境、今回の質問は町長がもうなつてと、そういうことでございますので、この成果は4年後にあらわれるわけでございますので、そういうことで、また別な問題になると思いますので、今回、この子育て環境、教育、まさに今質問されたこの子育てのことで櫻井議員、それから今野議員が医療の質問をしました。いや、素晴らしい思いを込めて聞きました。もう公約の1つがこのように本当に初議会で18歳まで、しかも所得制限なしにやりますよと。それで、予定の500万円が800万円になったと。そういう英断ですか、これこそがやっぱり待ちに待ったことなのかなと私は思うんですよ。やっぱり検討、検討というのは今までずっと聞いていました。ずっと聞いていました。この辺でやっぱり新町長の企業人としての決断力なんですよ、こういうところは。やはりそういうことで私は、ああ、いい成果が、いい議会だったなと。この1つ見ただけでも町民の皆さんが、ああ、松島はいいというふうになってくれるのではないのかなというふうに私は思います。

それで、皆さんが言われるように、このようにやっぱり独自性を持って、特徴を持って、決断力を持ってやっていこうということがやっぱり何よりの大切なことであります。全て、し

かしながら財源というものが皆あるわけですね。その財源を精査しながら、やっぱり800万円の財源を出すということになると何か1つ我慢しなきゃないということになりますので、その財源の新しい導き方は次の質問の中でも1つ触れるということになるかなと思いますんで、まず改めて、私はこの子育て環境と教育、教育が本当に大変な問題だと思うんです。やっぱり松島の教育環境が、ここの町はすばらしいなと、ここで勉強させたいなと、総括で誰か言いましたんですけども、この議論は分科会じゃなくて決算議会で本当に出ました。皆さん、熱い思いで語っていました。そういう中で改めて町長の決意をここで述べていただければと思いますけれども、何回も言うかもしれませんが、よろしくお願いします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） じゃ、原稿なしでいきたいと思いますので。

まず最初に、先ほどの派遣の職員の件につきましては、水道事業所、それから建設課等々のほうからお話を聞いて、今までどうやってやってきたのか、どういう対応をされてきたのか、そういったことも確認して、今後はどうなんだというお話も聞いて一応ヒアリングはしております。下水道は特に人材不足だということも聞いておりますので、今議会終了後、すぐにそういう自治体にお伺いして、町の事情を説明しながらお願いをしてきたいというふうに思っております。やはり、あえて名前は申し上げませんが、この間、行った町では、そちらの議会では、5年ぐらいたつんだから、もうそろそろ終わるだろうというふうに見えているんですね。やっぱりそういう捉え方がされていると、やはり派遣はもういいんじゃないかと、こっちも大変なんだから、いつまでも、いつまでもそっちじゃなくて、町のほうの、そちらの町のほうの、おらが町のことをやろうよというふうになるんだろうというふうに思います。ですから、できるだけ早目に行動アップを講じて、そういう自治体にお伺いをして、継続をして、また力になっていただくように動きたいというふうに思っております。

それから、子育てと教育というのは、1つでいうと大変難しくて、何かをやったからそれで全て終わるんだということにはならないだろうと思うんです。私も議会側にいたときにもいろいろ皆さんのご意見も賜って、また仲間として聞いておりましたし、今決算議会でもある議員の方が何課かに、2つの課ぐらいに同じことで聞いておられましたことも聞いておりましたけれども、まず今の若い世代の人たちが松島で子供をやっぱ育てたいねっていうときには、いろいろな問題があって、それこそ病院の問題とかいろいろな施設の問題もあるんだろうと思うんです。それから、店が1軒来たから子育てがとまるということでもないんだろうと思うんですね。

ただ、町として考えなくちゃならないのは、まず保育所なら保育所、そういう施設を考えた場合に、昭和40年代からの建物だというのであれば、やはりそこは幼児が減ってきている中ですから、建てかえももうそろそろ視野に入れて物事を考えなくちゃならない。ですから、この間、長総のときにも、そういったことももうそろそろ考えて行動しなくちゃならない。検討委員会のほうからは、町立の保育所が1つと、それから私立の保育所が1つあったらいいんじゃないかなってというようなご意見も賜っているようでありますけれども、そのどれがいいかは別としまして、まずは統合というんですか、新たなものをつくるというんですか、そういったものに向けて、どういうふうな施設をつくったら本当にいいのかということは、これから近々にもう課題に向かって行かなくてはならないのではないかと。ですから、担当のほうの課には、来年にはそういう委員会をもう立ち上げてくれというお話をしております。そういう委員会を立ち上げて松島町の保育行政なら保育行政をどのように持っていったらいいのかということをもう始まっていかないと、もう間に合わないというふうに思っていますので、そう思っております。

それから、教育施設であれば、今小学校3つあるからどうのこうのとかなというんじゃなくて、今の幼稚園が今度、来年、再来年と3年教育になります。この間、第一幼稚園の運動会のときに校長先生とちょっと長話しましたがけれども、やはり校長先生が園長も兼ねているということでもありますから、きょう一般質問でもいろいろあったようでもありますけれども、やはり大変な負担を校長として、また園長としてかけているわけでもありますから、相当重い責任なんだろうなというふうに思っております。その中で園長のほうから言われたのは、スタッフの充実が一番だということでありました。幸い、運動会に行ったところの園長さんはすばらしい施策で大変いいというお話でありましたので、そういう環境、そういう先生たちが働く環境の場というものを、私たちなら私たちの場でやはりフォローしていかないとうまくないと思うんですね。それから、幼稚園に関しましても、今の施設が本当にそのままでいいのかということも、これも保育所の施設と同じで、やはり考えていかなくちゃならない問題だと思っております。

そういったハード面とソフト面と両方あるかもしれませんが、それらを1つ1つ挙げて、できるものは早くやる。それから、時間をかけてやらなくちゃならないものは時間をかけて。それから、当然金もかかることでもありますから、そういったものも視野に入れながら進めていきたいと。そういう予鈴にならないとだめだということは強く感じておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ありがとうございます。今、町長が、子供が少なく、もう幼保統合というような、もうこれは本当に10年以上前からエンゼルプランとか、そういうもので叫ばれていた、検討されていたことが、ここであと何年も、早急に立ち上げる、統合の検討も考えていかなければならないというような、そういう改めての新町長の言葉です。これは非常に重い、そういうことを私は受けとめましたので、その辺のことも含めて、こうすれば経費的にも、やはり学校の先生たちももっともって安定的にやれるというふうに思うんですよ。今、よく言われるように、臨時職員に同じ仕事をさせて給料が違うと、そういうことの解消にもなるというふうになるかわかりません。それはいろいろな諸問題、いろいろな諸問題あります。ありますよ。送迎の問題も皆さん、よく言われます。統合したら子供たち、どう運んでいくんだと。そういうことも皆さん、その検討の中で、その話はもうとっくに10年前からやられているわけです。これをもう1回思い出しながら皆さんと検討していけばいいのかなと、このように思いますので、こういう本当に取り組み、期待しております。これは松島町の最重要施策ではないかなと私、思います。いろいろな施策よりも、これが優先だというふうに思っておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

それから、企業誘致、地域産業の活性化。この8年間、こんなこと言うと大変失礼ですけども、もうこの企業誘致のことについては本当に何と言葉出したらいいか、ということもありますけれども、やっぱりそんなことばかり言っていられないんですね。現実にはずっと職員の人たちが頑張ってやってきて、議会の予算のたんびに説明してもらっている。しかし、残念ながら、まだ成果は出ていない。そういうことなんですよ。よくトップセールス、トップセールスと言います。町長かわるたんび、そういうふうに言います。トップセールスというのは本当にトップセールスなのかということなんですよ。ここで町長は、櫻井新町長は企業人の経営者です。営業のつらさ、商売のつらさ、全部知っているわけですよ。そういうことのトップセールス、その意気込みを改めて私はお話をさせていただきたいなと。努力すれば報われるというもんじゃないんですけども、その努力の結果、みんなに、あつ、いたし方がないなと、ここまでやってもらっているのはだめなんだよ、しょうがないなというふうなところまで私は見せてほしいと。そういう思いの中で新町長はどのような取り組みなされますか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、トップセールスでということでありまして、まずいろいろなことを町民の方々にサービスするということはお金に伴うことが多いことかなというふう

に思っております。ですから、収入がないと支出もできないというふうに企業は考えるわけですね。そうした場合に、やはり収入はじゃ何で町の税収を上げるんだというときに、その税収を上げる方策というのをやっぱり考えなくちゃならない。ですから、サラリーマンがふえるのが一番手っ取り早いかもしれませんが、なかなかそれもいかなければ、きのう、たまたま、いつの議会でしたか、色川議員さんのほうから、それも企業誘致の1つだと言われましたけれども、マキシマファームの方々がきのう見えられて、10月10日にトマト、トマトとは言わなかったですね、温室ハウスの起工式をやるということで挨拶に来ました。

今、トマトのほうでは15人ぐらいのパートの方がいるんだそうでありますけれども、そちらが、完成目標は来年の3月だそうなんですけれども、若干基礎杭でかかるから少し延びるかもしれませんがという話でしたが、また15人ぐらいのパートがふえるということでもありますから、30人ぐらいになるんじゃないだろうかという話でありました。そういったところで、その社長さんと話したときに、うちでは例えば子供がぐあい悪くなったら、すぐ帰っていいよというふうにしているんだという話でありますから、子育てなんかをしながらパートで働くにはいい場所なのかなというふうに思っておりましたけれども、そういうことであれば、それも1つの企業だというふうに思っております。

それから、オルゴール館が再開したということもあれば、これも企業と同じですよ。それから、水族館の跡地もそうでありますけれども。確かに放射光というのはすごい有名な、莫大なものなんではありますけれども、これだけ追っかけていると、なかなか足をさらわれちゃうということもありますので、何でもいから、ちっちゃな、例えば2人、3人が働ける雇用の場でもいいですから、まず町に1つでも2つでも持ってきてたいと。担当とこの間、お話をしまして、こういうことでこうだということでもありますので、企業誘致セミナーというのが東京であるんだそうではありますが、それに向け、11月のたしか9日だったと思いますけれども、各自治体の首長も参加するということでもありますから、やはり競争なんだろうなというふうに思いますが、そういったところへ行きながら、あそこにも寄ってこようか、ここにも寄ってこようかというお話をしていますので、前の町長がどうのこうのじゃなくて、前の町長は体調が悪いから動けないときもあったかもしれませんが、幸い、私、ボディーだけは丈夫なんで、どんどんそういったところに動いて、まず名刺交換から始まるんでしょうけれども、体を動かして汗をかくということはそういうことかなというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そうなんですね。本当に足運ぶことなんですよ。何でもそうなんです。

営業なんていうのはみんな最初は、もう足運んで、最初はけんもほろろ。2回目、3回目、話を聞いてもらう。そっからなんですよ。そういうことでありますので、どうぞ、今までの企業人で築いたこのキャリアを存分に生かしていただきたい。それが町民の願いでもあるわけですから。よろしくどうぞお願いをしたいと思います。

それから、観光ですね、活性化とあります。今回、選挙戦で町長は、もう毎日宣車に乗っていろいろなところを見て、海岸にも何回も来ました。そして、そのとき、ある日はもうお客さんが本当にいない。あるときはお客さん、いる。時間帯によって、お昼時間にはお客さん、御飯のために来ますけれども、それ以外になると全く少ない。今回、瑞巖寺があのよう改修事業の、5年前から改修事業入りましたので、そういうことになって、また参道もあのような工事になると。本当に瑞巖寺の今までの観光の偉大さというんですか、そのシンボル、このすごさというのは、この工事になって本当につくづくわかったと。もう1つは水族館です。その2つが、両足が今、瑞巖寺さんはまだありますけれども、片方の水族館がもう全くないというふうになりまして、ことしの春休みには、もう小学校の子どもたち、来ない。それから、夏休み、子ども会が見えないんですね。あれだけ来た子ども会が松島には、ゼロとは言いません、皆無に近い、そのぐらいのひどさだった。

そういう中で、瑞巖寺の話になりますけれども、来年の4月の5日から仮オープンみたいな、本堂の一部を、あそこを見せると。ほかはまだできませんから。平成30年には落慶式典があるというようなことがあります。そういう中で今、動いておりますけれども、今回はそこまで、中身には入らないんですけれども、この落慶法要にかかわる松島の基本的な姿勢、基本的な姿勢だけを聞きたいなと思います。どの程度の、政教分離っていうの、よくありますので、その辺があるということもあるんで、どの辺まで松島は協力していくのかということ。今回は聞きたい、そういうことでお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） ちょっと済みません、町長、答弁の最中、入るわけですがけれども、ちょっと時間の関係上、ここで35分まで休憩したいと思います。答弁はその次にお願いいたします。

午後3時21分 休 憩

午後3時35分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

答弁お願いいたします。町長。

○町長（櫻井公一君） 今の瑞巖寺の落慶法要等については、ここにいるときはなかなか宗教上のこともあって多くは語られませんが、ただ、長野の善光寺がああいうご開帳があったときに、かなりのお客さんが来られたということは聞いております。ですから、平成30年の6月ごろに予定されているだろうと思うそのイベントに、かなりのお客さんが来るんだろうなというふうに想定しております。それで、例えば、この間、県のほうに行ったときも、グリーン広場前の災害復旧とか、そういったものについて特段、特にお客さん、観光客が目に入るところ、そういったところの整備を早くしてほしいんだと。そのターゲットはやっぱり平成30年の3月というところに少し置いて、6月ごろに予定されているところで、もうある程度めどがついている段階であればいいんですがということでお願いをしてくしております。そのほか、それらに関することに関しましては、担当の教育委員会のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 国宝という立場から教育委員会のほうから答弁させていただきます。

議員さんもお承知のとおり、瑞巖寺につきましては、明治期、いわゆる古い神社の社に寺と書いて古社寺保存指定という明治時代の指定なんですけれども、それでもう既に明治20年に国の宝という指定を受けています。昭和20年に今度は文化財の保護規定が法整備がされて、文化財という取り組みの中で国宝という形に変化してきたと。そのぐらい、瑞巖寺というのは松島の宝でもありますけれども、やはり日本の宝という位置づけが大きいと思います。ご存じのとおり、10年間、保存改修工事をやっていく中で、毎年最高限度額の500万円を町民の税金を使って補助してまいっております。

そういった意味におきましても、やはり改修工事の落成という捉え方をやっぱり教育委員会としてはしていかなきゃないということで、全国、もしかすると世界のいろいろな国々からもおいでいただくだらうと思いますので、完成を祝うそういった瑞巖寺の式典については、おいでいただく皆さん方の安全対策、これはやはり教育委員会としても町長部局のほうに十分に配慮をお願いをするという申し入れと、あともう1つは、やはり教育委員会のホームページその他いろいろ使いまして、瑞巖寺がこのように生まれ変わりましたというPRを随時していかなきゃないのかなというふうに思っております。本堂も御成御門も建屋に関してはもう100%工事が終わりました、今は本堂のふすまとか、そういったものの今補修に入っているということ。それから、御成御門もこれから上屋を建てて新たに改修工事にこれから入ると。これは中門も同じですね。今、太鼓塀も400年前のほこりが今のぞける状態になっていま

すね。ですから、こういったものをやはり大事に伝えていくというのがこの町の使命なんじゃないのかなというふうに思いますので、教育委員会としましても県保護課、それから文化庁の指導も仰ぎながら、町長部局のほうにそういった要請をしていきながら、町民のみならず、全国の皆さん方にぜひ瑞巖寺を見てほしいという気持ちで、参道整備もあわせて工事を進めていながら準備していきたいというふうに思いますので、町のかかわりということであれば、そういったかかわりがやはり大事なんではないのかなというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうかかわりは、ぜひお願いしたいと思います。

それで、1つ、この30年の6月にそういう計画があるということなんで、ぜひ、今言われたように多くのお客さんが恐らく見える。私、ここで町長に提案したいのは、JRのデスティネーションキャンペーン、この時期に合わせて今のうちから動いていただきたい。やっぱり松島の目玉、松島を中心とした今回のデスティネーションですよということをぜひ県にも働きかけていただきたい。そのようなお願いを、行動を起こしていただきたいと。これは要望でございます。

それから、水族館の問題なんですけれども、総括の中でも太齋議員がおっしゃいました。本当に、町長も若いときから経営者さんとは一緒になって経済活動を起こした。そして、チャイルド王国、いろいろな行事、今の瑞巖寺灯道も含めて全てあのか、若いとき、町長含めてみんな参加してやった。そういう、そして私心を忘れて、あの方は松島観光のために頑張ったわけです。松島生まれで、松島育ちで営業しているわけじゃなくて、仙台で生まれて、学校も仙台、松島も何もつてがない。そういうことで学校卒業してから松島に来たと。並大抵の苦勞ではないわけです。そういう中で地元の皆さんと一緒にあって、それで先頭を切って、私心を忘れてそのようにやった方なんです。そういうことは町長、十分にご認識していただいていると思うんです。そういうことも含めながら、私はその思いを県のほうに当然言っているのかなと思いますんですけれども、その辺を、この間、太齋議員のほうにはおっしゃいましたので、これ以上、そんなに変わらないと思いますけれども、なお一生懸命頑張っていたきたい。あれ、恐らくいろいろな公募とか何とかっていても、あれだけの場所しかないんですよ。本当に狭いんです。東京の大手とか、仮にですよ、そういう人たちが来て、私はなかなか難しい、あの狭さでは。やっぱりあそこの地をよく知っている、風土歴史を知っている方じゃないと、あの地で営業というのはなかなか難しいのではないかなという思いを込めながら、町長にもその辺を含めて県のほうに言っていただければあ

りがたいなという思いを込めてこの観光の問題を終わります。

それから、定住の問題はいろいろな条件が、企業も含めて、それから子育て支援、それから教育、そういうことも総合的、トータルの中でこの定住というのは進まれるもんです。だから、松島に住みたい、そういうことがやっぱり独創的に、ほかにはやっていない、この松島の、そういうことがこの定住に私は結びつくのかなと思いますので、その辺、今後4年間、本当に一生懸命取り組むつもりで町長は当然立候補しているわけですから、私も櫻井議員同様に一生懸命応援していきたいと。ただし、この4年間、私たち議員というのは4年間しかない。町長も4年間なんですよ。そこである程度の成果を出さなければ厳しい審判が下されるということもあるわけですよ。そういうことから含めまして、なお一層頑張ってくださいと思います。私の1問目は、これで終わりたいと思います。

じゃ、2問目へ行きたいと思います。

ふるさと納税で税収増と地場産業の育成ということで出しました。私は3月議会、平成27年3月議会総括質疑で、ふるさと納税の導入について前向きに取り組んでいただきたいと質問しました。そのときの答弁は、国からの自粛の要請があり、通知の趣旨に反しないように考えているというご答弁でございまして、少々消極的な答弁であったのではないかなと思っております。

その後、各局、新聞でも、本当に多くのテレビ局でも何でも取り上げられて、ふるさと納税、もう特番組まで、この報道をしていたわけであります。そして、たびたびこのように新聞にも、ここに持っていますけれども、新聞にも取り上げられるというような今状況であります。

ふるさと納税は、単に税増収を図るばかりじゃなくて、返礼品として地場産業の農産物、水産物、それからいろいろな観光にかかわる、ホテル券のいろいろなものでもインターネットで気軽にチョイスする、選べるという時代に入ってきて、今、大変な人気を博しております。それで、昨年度は長崎の、ここに九州平戸って書いていました。20億円って書いていますけれども、これ調べましたら、失礼しました、14億6,200万円だそうです。去年は14億6,200万円、日本一です。そういう中で、このふるさと納税が入ってきているわけです。県内各地においても同様に今現在、力を入れているというような状況であります。

松島町は山、海、山海の珍味に恵まれ、そして特産物、そしてまさに観光地であると。いろいろなことで返礼品は検討すれば事欠かないのかなというふうに思われるわけであります。櫻井町長は会社経営者として実績がある方でありまして、経営、これは売り上げです。町の

運営に関しては税収の増収ですね。それを図るのが最も、これが基本であります。そういう中で、こういうものに力を入れながら地場産業の育成、活性化にもつながっていくのではないかなと思いながら、もう1回、このふるさと納税に積極的に私は取り組むべきだなという思いを込めまして、この一般質問を出したわけでございますが、今のお考えをお示しいただければと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） ふるさと納税について以前、色川議員のご質問を聞いておりまして、その趣旨は理解しております。町長就任後、担当課とその件について話し合いもしております。その中で、ふるさと納税の日本全体の統計資料はなく、宮城県の状況しかないものであります。その資料によれば、宮城県内の状況は、多くの自治体で地元の特産品を返礼品としている状況であります。特に多額の寄附を集めている自治体の特徴としては、東日本大震災で甚大な被害を受けた自治体に集中しているように思えますが、その中においてもさまざまな商品の中から寄付金の額に応じて返礼品を選び、楽しみを与えるなど工夫をしていると感じられました。

また、ふるさと納税の返礼品の取り扱いについては、担当課としては財政面からすれば積極的に行う必要性も感じていますが、他方、税制面においては総務大臣通知の自粛要請を尊重しなければならないとの二面性を有していると感じており、その中で先月、総務省からふるさと納税について初めて調査も入ったこともあり、いずれ国の規制も強まるものと予想されることなどから二の足を踏んでいるようであります。

しかし、そればかり言っていましても前には進みませんので、町長としては、一方では慎重に、他方では大胆にということで、総務省の考えもあるでしょうが、工夫次第ではふるさと納税額をふやすことは可能であると考えております。このため、魅力ある返礼品やPRの検討、それから実施可能な時期については、可能であれば1年後ぐらいには実施したいと思っており、関係課で協議を検討し、本年度内に報告するよう指示したところであります。

さらに、このような協議検討を行うことで地場産の育成に対する意識向上も図られればと考えております。今後、ふるさと納税の返礼品の取り扱いについてはどのような形になるかは現時点では未定であります。二歩も三歩も前進させていく所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、大変、総務省の通達もあるけれども、しかしながら松島のそういう

ことも、ふるさと納税の導入に大変前向きな、それで今年度中に考えたいと、そして来年度から早い時期にやりたいというようなご答弁であったと思いますね。本当に前向きに、さっきの子育ての18歳、そしてふるさと納税と、この積極的なこういう姿勢が私は非常に好感持てるなど、このように思います。このふるさと納税というのは、第一次安倍内閣、安倍政権が「頑張る地方応援プログラム」、この進める中で今の菅官房長官、当時は総務大臣だったんですね。そのとき、これ、平成20年から実施されたわけです。それで、都市部への一極的な税収の隔たりを改正し、地方にも税を助けると、地方財政を助けるという意味でこれ始まったわけでありまして、この寄附総額が1年目、平成20年度から始まって72億6,000万円、東日本大震災、平成23年度には被災地向けのふるさと納税が6,500億に達したというふうに言われております。それから、平成24年、130億、26年、141億9,000万円と、このような膨大な寄附が全国の国民の皆さんから地方に行っているわけでありまして。

今、書店に行きますと、本当にこういう本がいっぱいあるんですよ。ふるさと納税、わかりますね。これ、後でやりますから、どうぞ。資料としてとってください。本当にこれの2倍、3倍あります、ふるさと納税に関して。いやいや、本当ですよ。だから、わざわざ持ってきたんですよ。そういうことで、このぐらい今、ふるさと納税というのは本当に競争しながらやっている。

この間の、これの、日経新聞です。日経新聞、9月の22日です。今度は寄附の、企業版ふるさと納税出るんです、今度。これは来年からです。総務省がいろいろやっていると思うんです。これ以上やると税収がおかしくなるよと、税制が。しかしながら、もうこれは国で、政府で2016年からこれ、寄附額の6割は減税しますと、このようにやっております。これはもう割と細かくずっと書いておりまして、企業が、これは発祥した企業、松島で発祥した企業がほかに移ったと。しかし、松島のためを思って寄附しますよと、そういう企業があれば、その企業を減税すると、対象になるということでもあります。それは、それで企業からの寄附、地方創生に役立つように自治体の用途には細かい条件が設けられますよと。寄附を受ける自治体は使い道、内閣府にあらかじめ報告すると。そして、認定を得て、このふるさと納税を受けると。少子化対策や就業支援、観光開発といった地域活性化につなげる事業でないと認められないと、ここまで来ているんですよ。そこまでもう日本のふるさと納税というのはとめられない状況になってきているんです。そういう中で、私はあえて今回もまた質問を出したということでもありますので、どうぞ、今町長から本当に前向きなご答弁いただいたということでもあります。

じゃ、しからば、今町長が、宮城県の各自治体もやっております。じゃ、どこがどういった金額でいただいているのか。これ資料、資料っていうんですか、わかる範囲で、もしわかれば教えていただきたいと思いますけれども。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 資料に関しては宮城県内のものがございます。全国にしましては町長が先ほど言ったとおり、資料的にありませんので、宮城県のみでお答えさせていただきますと、26年度の実績としましては、宮城県内の35市町村で延べ件数が2万4,448件で5億8,949万3,922円となっております。それで、上位に関して申し上げますと、件数、金額とも多い自治体について5件ほど言いますと、まず一番多いのが石巻市、金額的には3億1,600万円、それから次が気仙沼市、それで5,700万円、次が女川町で約3,600万円、それから南三陸町で2,400万円、それから東松島市が1,800万円と、以上が上位の自治体となっております。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 松島は決算によって去年は1,132万円だったと。じゃ、しからば、今現在、このふるさと納税ないですから、寄附という形で松島は今現在幾らいただいているんですか。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 27年度につきましては、現在で7件、金額的には66万5,000円となっております。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ありがとうございます。前年度は名古屋から1人から1,000万円という大金いただいている。そういうことで、どんと上がってきたわけなんですけれども、普通は何もしなければこうなのかとなりますね。そういう中で、いただいたところは、ただ単にいただくばかりじゃない。その返礼品としていろいろな模索しながらやっているということです。今問題になっているのは、余りにも返礼品の割合が多くなっていると、40%、50%の還元だと。それじゃ、こんなことはやってはいけませんよというような通達で、今、総務省のほうはやっているわけですね。これから、町長が今おっしゃいました、これから検討していくということで、細部にわたっては何もまだ検討はされていないと思いますけれども、そういう中で、じゃ、しからば、どこの課が担当するのか。今こういう会社、こういう本、いろいろな、全国どこでも、自治体ばかりでできなくなっているんですね。

みんな民間のこのようなソフトバンク系統とか、いろいろなところに頼みながら、それで職員と一緒に研究しながらやっているというのが多いと思います。そういう中も含めながら、そういうのも参考にしながら、でもその窓口となる課というのは必要だと思うんですけども。どのようなことを考えられていますか。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 今のところは、この制度がスタートしたときは、制度設計は企画と、それから受け入れは財務ということでやっていました。ただ、今議員さんもおっしゃるとおり、特産品とかそういうものが絡んできますと多分、我々行政マンとしては目の行き届かないものも多分あるだろうというふうに思いますので、全庁的な体制でやっていくしかないかなと。それで、一番は、まず中でどうなるかということの検討が必要なのかなと。それが最初だと思います。多分、その中で、私の想像としては、いい答えは出ないような気がしているんですよ。それで、色川先生みたく専門の方を呼んでアドバイスを受けるとか、場合によってはやっぱりコンサルを頼む必要もあるのかなと、そのようには考えております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） やっぱり本なんかも読みますと、今、本当に職員の中で、みんな職員少なくなってきた、こういうものを企画しながら全部発注、受ける、お返し物する、それでは職員で大変なんだという。それで、それでもってこのようなコンサルを頼むと。そのコンサルが成功報酬、当然かかりますわね。その辺のことも含めながら、今、ほとんどの自治体がこのようになっているということなんですね。じゃ、日本一になった平戸はどうなのかというと、平戸というのはもういち早くやって1人の職員から始まったと、1人の職員から。それで、企画から何から全部やりながら、今はもっとふえていると。それは特例としまして、今このごろやっているところというのは、そのような現状になるということで、今後の課題だということだと思います。

そして、最後の質問なんですけれども、これ、ふるさと納税をいただくということになりますと、インターネットとかいろいろな掲示するわけですよ、広報活動。その場合、ただいただくだけではなくて、これは使途の明確さ、皆さんからいただいた大切な寄附金をこの目的で使いますよとか、こういう用途でやりますよというようなことがあると思うんですね。今、どういうものにするのかと言っても、なかなかぱっとは出てこないと思いますけれども、やっぱり子育て支援とか、そういうことがあると思うんですね。今回の町長が言われる18歳の、財源800万円、大変ですよ。そしたら、皆さんからいただく貴重な寄附金の中の一部をこ

こから入れると。そういう中の使い方もいいと思うんですね。それから、私は町長にぜひ松くい虫、これに充てていただきたいと。もう、二千何百万のこの林業費、本当にやっても、やっても松くいがどんどんふえるという状況の中で、もう幾らお金があればいいのかというようなことが本当に切実。今回の決算議会も本当に出ました、この議題は。そういう中で、松島の、これは3月の定例議会の予算審査の意見書でも、この松くい虫の被害のが出たんですよ。（仮称）松の緑を守る基金を創設し、松島の全国ファンから賛同を得て協賛金を募ることが提言されたわけですね。そういうことを含めながら、いろいろな課題のその一部が私は松島の松くい虫の、こういうものを訴えてもらいたいなど、このように思いますので、その辺含めながら町長、こういうものに充てたいなということがありましたら。これで最後の質問にいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） ふるさと納税について担当課と話をして、ここに来て答弁するまで、ふるさと納税やりますと言うまでに相当時間をかけてまいりました。ふるさと納税をやった場合に、じゃ、何を返礼品にするのかということについては、いろいろなものの中から選ばれるものがないんじゃないとか、こういったものがないのではないかという案はいろいろ出ていますけれども、ただ、総務省のやつを読ませていただきますと、金券的なものにかわれるようなものではだめだとか、いろいろなものが制約あるようであります。そういったもので、今、これに充てますというのはなかなか言えませんが、そういうコンサル等をもし依頼するのであれば、そういったところもきちっと整理してやっていきたいというふうに思います。

それから、松くい虫に関しましては、一昨日、東松島の阿部市長にも表敬訪問させていただきましたけれども、それから塩竈の市長にもお話し申し上げましたけれども、松島だけの問題じゃなくて、松島湾を囲む3市3町、そういったところで国のほうにきちっと要望して特別枠をつくってもう頼むと、自治体だけでやっている問題ではないということで、ぜひお願いをしたいということで挨拶をしております。そういうふうになるかどうかは別問題として、とにかく国のほうに、昔は国のほうでやってくれていたわけですから、国のほうにもう一度投げかけて松くい虫の補助を何とか頼みたい。また、県のほうにも同じようなことを申し上げておりますので、1つの自治体が一生懸命になってやったって、なかなかあれは解決できませんもんですから、1つのちょっとした広域でやっていければなというふうに思っております。そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今後4年、この成果が皆さんに、ああ、よくやったと言われるような取り組み、行動を起こしていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 色川議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問は継続中ですが、本日の会議は以上をもちまして閉じたいと思います。

一般質問は9日に延会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

本日の会議を終わります。延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時05分 延 会